

# 第2次 21世紀矢板市総合計画

基本構想 2011～2020

基本計画 2011～2015



「人」  
いきいき

「水・風・緑」  
きらきら

つつじの郷  
やいた

「暮らし」  
のびのび

栃木県矢板市



## 市長あいさつ

矢板市は、昭和33年11月1日、全国530番目、栃木県で11番目の市として誕生し、平成20年には市制施行50周年を迎えました。これまで、市民の皆様とともに、豊かな自然と長い歴史・文化を大切にしながらまちづくりを進め、栃木県北部の拠点都市として発展してきました。

今後、わが国は本格的な人口減少社会へと転換されていきます。少子・高齢化の進行をはじめ、地球環境への負荷軽減や自然災害への対策強化など、まちづくりに対するあらたな課題に対応しながら、市勢の持続的発展を図るための指針として、「第2次21世紀矢板市総合計画」を策定しました。

計画では、矢板市の10年後の将来像を、『「人」いきいき 「水・風・緑」きらきら 「暮らし」のびのび つつじの郷 やいた』としまして、市民の皆様とともに「すべての市民がいきいきと輝くまちづくり」、「水と空気と大地がきらめくまちづくり」、「安心・安全で活力に満ちたまちづくり」に取り組んでいきます。

矢板市は、美しい高原山にいだかれて、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることできるすばらしいまちです。私たちは、この豊かな自然を大切にしながら、未来に夢と希望がもてる矢板市を築いていきたいと考えていますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際して、約1年半の長期にわたり、まちづくりに対する様々な検討を頂きました「矢板市総合計画策定検討委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言を頂きました「矢板市総合計画策定懇談会」の皆様、市議会議員各位、関係機関・団体、そして計画策定にご協力を頂きました市民の皆様方に、心より感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月



矢板市長 遠藤 忠



## 矢板市民憲章

わたくしたちは、美しい高原の山ふところに抱かれた緑と太陽のまち矢板市を心から愛し、市民としての自覚と誇りをもって、よりよい郷土を築くため、次のことを実践しよう。

1. きまりを守り、あたたかい心の輪を広げよう。
1. 心身を鍛え、健康で明るい家庭をつくろう。
1. としよりを敬い、子どもを健やかに育てよう。
1. 勤労に励み、産業の振興を図ろう。
1. 歴史を重んじ、文化の向上に努めよう。

昭和56年5月11日制定

## 市章

市章は、昭和33年11月市制施行の際制定したもので、矢板市の“矢”に、やいたの“い”を図案化したものであり、矢板市の伸張隆昌を力強く表しています。



### ■市の鳥 「キジバト」



市内の平野から山地帯の森林や農耕地にかけていたるところに生息。市街地の植込みにもよく見られます。

### ■市の花 「レンゲツツジ」



レンゲツツジは市全域に分布し、特に八方ヶ原に多く群生して、「八方ヶ原のレンゲツツジ」として有名です。

### ■市の木 「ナツツバキ」



「ヤマツバキ」とも呼ばれ、高原山に自生し、市民のあいだで庭木として好んで植えられています。



## 目次

## はじめに

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第1章 計画策定にあたって ..... | 2 |
| 第2章 矢板市の概要 .....    | 4 |

第1部  
基本構想

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1章 矢板市の現状と将来展望 ..... | 12 |
| 第1節 矢板市の特性 .....      | 12 |
| 1 豊かな自然があるまち          |    |
| 2 市民力が盛んなまち           |    |
| 3 教育に力を入れるまち          |    |
| 4 産業が盛んなまち            |    |
| 5 交通機能が充実したまち         |    |
| 第2節 現状と将来の展望 .....    | 17 |
| 1 市民協働の推進             |    |
| 2 少子高齢化への対応           |    |
| 3 環境保全に対する一層の取組       |    |
| 4 産業構造変化への対応          |    |
| 5 安全な都市空間整備の推進        |    |
| 第2章 人口フレーム .....      | 19 |
| 1 定住人口                |    |
| 2 交流人口                |    |
| 第3章 矢板市の将来像 .....     | 20 |
| 第1節 めざす矢板市の姿 .....    | 20 |
| 第2節 まちづくりの基本方針 .....  | 21 |
| 1 「人をつくる」             |    |
| 2 「環境を創る」             |    |
| 3 「暮らしを造る」            |    |
| 第3節 まちづくりの基本姿勢 .....  | 22 |
| 1 行財政改革を推進します         |    |
| 2 市民と行政が一体となって進めます    |    |
| 3 開かれた行政経営を行います       |    |
| 4 国、県、近隣市町との連携を強化します  |    |
| 第4節 まちづくりの重点項目 .....  | 24 |
| 1 教育を大切にする矢板市         |    |
| 2 安心して暮らせる矢板市         |    |
| 3 自立する矢板市             |    |
| 第4章 将来都市構造 .....      | 26 |
| 第1節 整備方針 .....        | 26 |
| 第2節 将来都市構造 .....      | 27 |
| 1 土地利用                |    |
| 2 都市機能拠点              |    |
| 3 都市軸                 |    |



## 「まちづくりの重点計画」

|                 |                         |    |
|-----------------|-------------------------|----|
| [重点計画1 市民力の向上]  | (市民主体のまちづくりを進めます)       | 34 |
| [重点計画2 教育の尊重]   | (次世代を担う人づくりを進めます)       | 35 |
| [重点計画3 暮らしの安心]  | (市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます) | 36 |
| [重点計画4 交通機能の拡充] | (市民生活・企業活動の利便性向上を図ります)  | 38 |
| [重点計画5 産業の活性化]  | (産業の更なる発展を図ります)         | 42 |

## 「分野別計画」

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| <b>分野1. いつまでも健康でいきいきしているまちづくり</b> | 45  |
| 基本政策1 [保健・医療を充実します]               |     |
| 基本政策2 [子育て環境を充実します]               |     |
| 基本政策3 [地域福祉を充実します]                |     |
| 基本政策4 [高齢者福祉を充実します]               |     |
| 基本政策5 [障がい者福祉を充実します]              |     |
| <b>分野2. 一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり</b>      | 57  |
| 基本政策1 [生涯学習を推進します]                |     |
| 基本政策2 [学校教育を充実します]                |     |
| 基本政策3 [市民文化を振興します]                |     |
| 基本政策4 [生涯スポーツ活動を推進します]            |     |
| 基本政策5 [青少年の健全育成を推進します]            |     |
| <b>分野3. 豊かな自然を大切にするまちづくり</b>      | 69  |
| 基本政策1 [循環型社会を形成します]               |     |
| 基本政策2 [生活衛生環境を向上します]              |     |
| 基本政策3 [上水道の安定供給を図ります]             |     |
| 基本政策4 [生活排水処理を充実します]              |     |
| 基本政策5 [河川環境の維持を図ります]              |     |
| <b>分野4. 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり</b>    | 81  |
| 基本政策1 [定住基盤整備を推進します]              |     |
| 基本政策2 [道路網の整備を推進します]              |     |
| 基本政策3 [公共交通機能を充実します]              |     |
| 基本政策4 [公園整備を推進します]                |     |
| 基本政策5 [日常生活の安心を確保します]             |     |
| <b>分野5. 活力と活気にあふれるまちづくり</b>       | 93  |
| 基本政策1 [商業・サービス業を振興します]            |     |
| 基本政策2 [工業を振興します]                  |     |
| 基本政策3 [農業を振興します]                  |     |
| 基本政策4 [林業を振興します]                  |     |
| 基本政策5 [観光を振興します]                  |     |
| <b>分野6. 市民と行政が一体となったまちづくり</b>     | 105 |
| 基本政策1 [市民が主役のまちづくりを進めます]          |     |
| 基本政策2 [開かれた行政経営を推進します]            |     |
| 基本政策3 [国・県・近隣市町との連携を図ります]         |     |
| <b>分野7. 行財政基盤の安定したまちづくり</b>       | 113 |
| 基本政策1 [財政の健全運営方針]                 |     |
| 基本政策2 [経営の効率化を図ります]               |     |
| 基本政策3 [人材の活用に努めます]                |     |
| 基本政策4 [歳入の確保を図ります]                |     |





# はじめに

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・目的

### 1 計画策定の趣旨・目的

矢板市は、昭和33年11月1日、全国530番目、栃木県で11番目の市として誕生し、平成20年には市制施行50周年を迎えました。美しい高原山にいだかれ、豊かな自然と長い歴史・文化を大切にしながら、栃木県北部の拠点都市として、まちづくりに取り組んできました。

今後、わが国は本格的な人口減少化社会へと転換されていきます。少子・高齢化の進行をはじめ、まちづくりに対する新たな課題への確に対応しながら、市勢の持続的発展により、未来に夢と希望のもてるまちづくりを目指すため、その指針として「第2次21世紀矢板市総合計画」を策定しました。

### 2 計画の目標年次

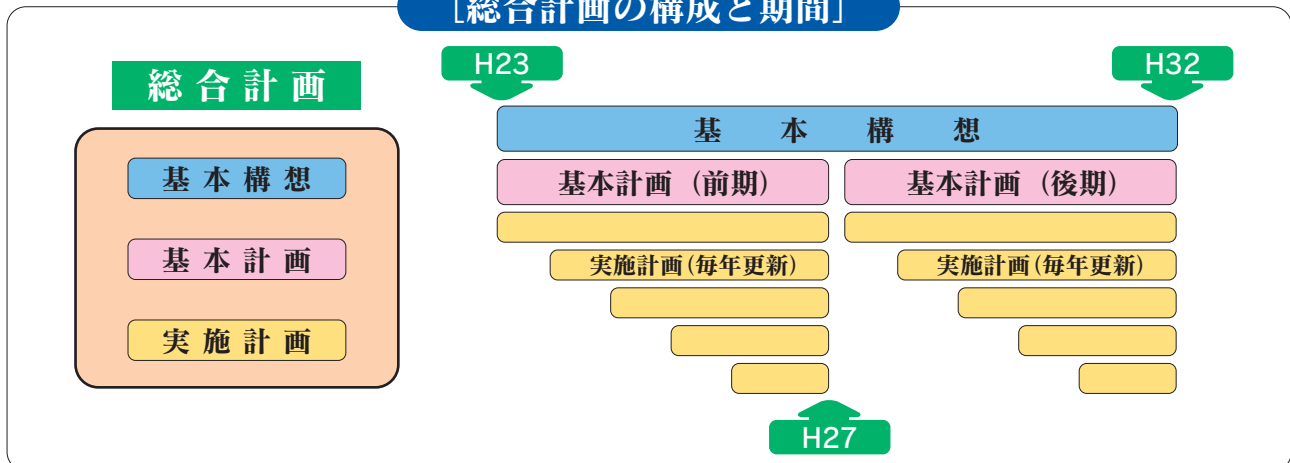
この計画は、計画策定時から10年後の平成32年を目標年次とします。

### 3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成します。また、この計画から、これまで別構成であった「矢板市財政健全化計画」を包含し、まちづくりを行財政改革と一体的に進めていきます。

- **【基本構想】** 市政を総合的・計画的に運営するための基本となるもので、目指すまちづくりの将来像と方向性を示すものです。  
計画期間は、平成23年度～平成32年度までの10年間とします。
- **【基本計画】** 「基本構想」の「まちづくりの将来像」を実現するために、取り組む施策の体系と基本的な内容を示すものです。  
計画期間は、前期計画を平成27年度までの5年間とします。
- **【実施計画】** 「基本計画」の施策体系と基本的内容に基づき、実施事業の具体的な内容を示すものです。なお、毎年度更新することから、本書と別構成とします。  
計画期間は、平成27年度までの5年間とし、毎年度策定(更新)を行います。

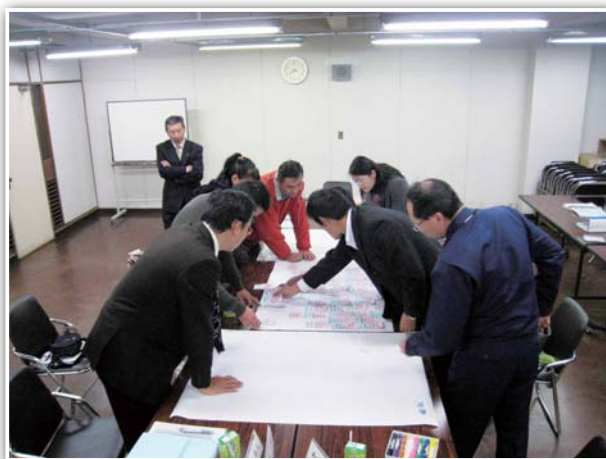
### 【総合計画の構成と期間】



#### 4 計画の特色

この計画の策定にあたっては、「市民アンケート調査」による施策に対する市民の満足度等の把握や、公募市民等を中心とした「総合計画策定検討委員会」によるまちづくりに関する検討結果をはじめ、行政が地域において市民と直接対話を行う「市民懇談会」での意見交換や、市内関係団体の代表者等で組織する「総合計画策定懇談会」での協議など、計画の策定過程から積極的な市民参画・市民協働による計画づくりを目指しました。

「総合計画策定検討委員会」による検討風景



「総合計画策定懇談会」の協議風景



## 第2章 矢板市の概要

### 1 位置

矢板市は、栃木県の北東部、東京圏から北に約100km、県都宇都宮市から約30kmのところに位置しています。市の北側は那須塩原市、東側から南側には大田原市とさくら市、西側は塩谷町に接しています。

### 2 交通

主要な公共交通施設として、東北自動車道が市の南北を縦貫しており、片岡地区に矢板インターチェンジがあります。そして、国道4号と、主要地方道矢板那須線が東北自動車道とほぼ並行に走り、東京圏と東北地方や那須塩原地方を結んでいます。

矢板地区の市街地に隣接して、国道461号が東西に走り、日光方面と大田原や茨城・福島方面とを繋げています。また、JR東北新幹線と東北本線(通称：宇都宮線)が南北を縦貫し、矢板駅と片岡駅の2駅があります。

これら公共交通の施設が市街地近接部にあり、機能拡充の整備も着実に進められていることなど、交通の利便性が高い都市です。

矢板市位置図





### ③ 地 勢

市の総面積は約170Km<sup>2</sup>で、北部は日光国立公園の一部である山林が連なり、中心部から南部一体は肥沃な関東平野の一部として、宅地や農地等に利用されています。

気候は雪の少ない内陸型気候で、一年を通じ寒暖の差が大きく、四季折々の豊かな自然を感じることができます。地質や地理的な立地条件等から、大規模な風水害など自然災害の発生件数も少ないなど災害に対して比較的安全性の高い都市です。



### ④ 変 遷

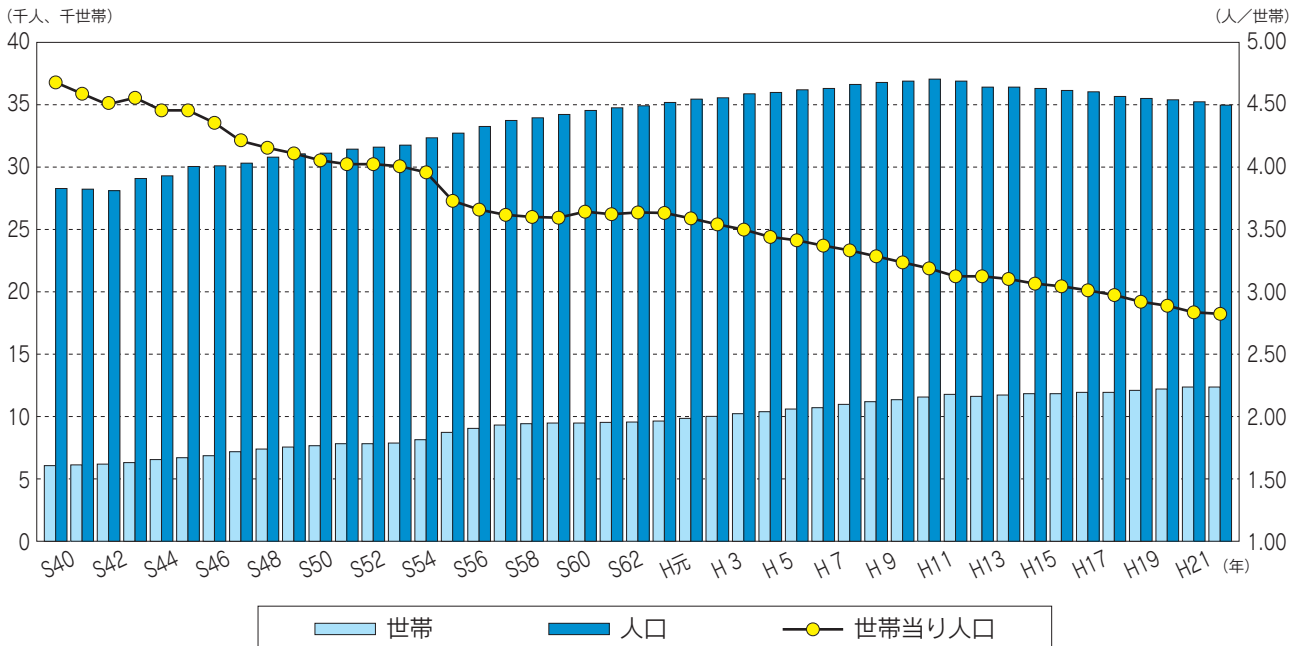
矢板市は、古くは「しおのや」とよばれ、奈良時代から平安時代初期にかけての大和文化と山岳仏教の北限の地であったといわれています。また、市内各所の高台からは、先史時代の遺跡・埋没品が出土するほか、古墳群や集落跡の分布が極めて多いなど、古い時代から多くの人が居住した痕跡がうかがえます。

明治22年市町村制実施により「矢板村」、「泉村」、「片岡村」が生まれ、同28年、「矢板村」は町制を施行し「矢板町」となりました。昭和29年、「矢板町」は「旧野崎村大字沢、成田、豊田」を編入、翌30年に「矢板町」、「泉村」、「片岡村」が合併し「矢板町」となりました。そして、昭和33（1958）年11月1日、「矢板町」は市制を施行し現在の「矢板市」が誕生しました。



## ⑤ 人口推移

矢板市の人口は、市制施行とともに増加してきましたが、平成10年ごろの約37,000人をピークに緩やかな減少傾向にあります。一方、世帯数は、ひとり暮らしや核家族の増加等による世帯当たり人口の減少により、増加傾向にあります。



## ⑥ 市民の意向調査結果

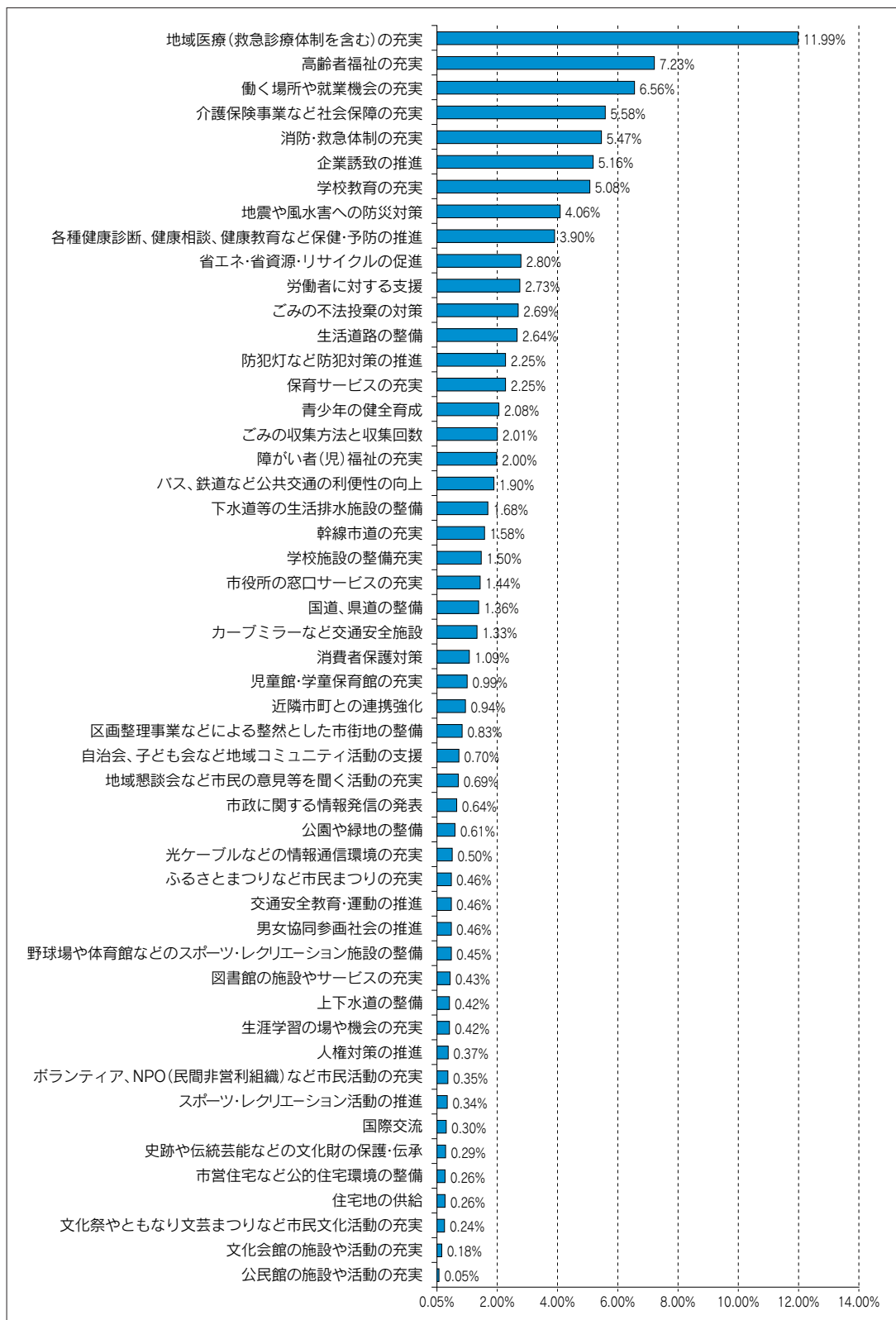
市政のさまざまな施策に対する市民の満足度や重要度について、無作為に抽出した18才以上の市民3,000人を対象として、アンケート調査を行いました。

調査票の配布・回収は郵送により行い、回収率は約46%でした。

| 性別         | 配布数   | 有効回答数 | 回収率   |
|------------|-------|-------|-------|
| 男          | 1,500 | 639   | 42.6% |
| 女          | 1,500 | 738   | 49.2% |
| 不明         | 0     | 15    |       |
| 合計         | 3,000 | 1,392 | 46.4% |
| 年齢別        | 配布数   | 有効回答数 | 回収率   |
| 18歳以上29歳まで | 480   | 152   | 31.7% |
| 30歳代       | 480   | 176   | 36.7% |
| 40歳代       | 430   | 190   | 44.2% |
| 50歳代       | 560   | 266   | 47.5% |
| 60歳代       | 480   | 276   | 57.5% |
| 70歳以上      | 570   | 315   | 55.3% |
| 不明         | 0     | 17    |       |
| 合計         | 3,000 | 1,392 | 46.4% |

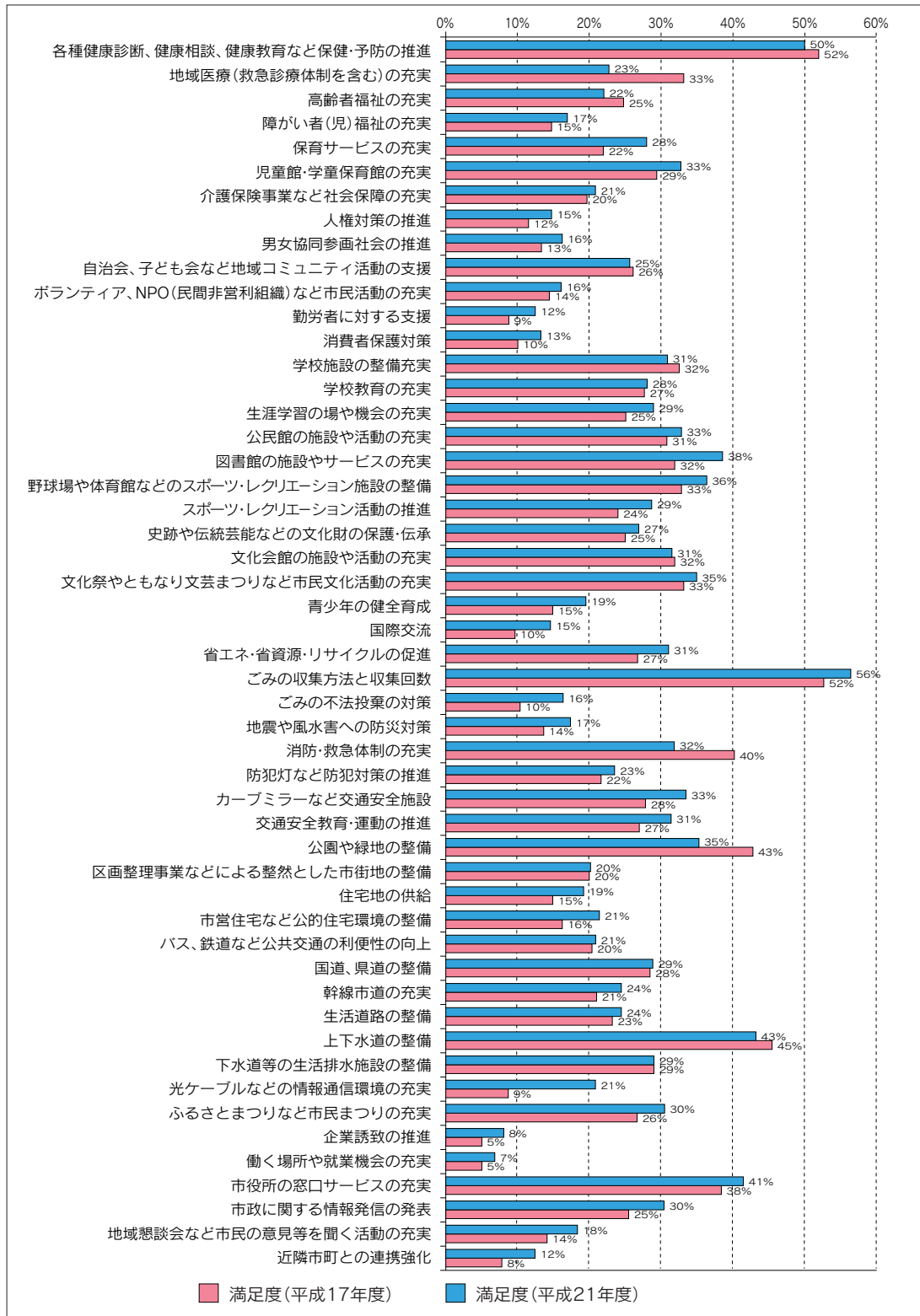
## ● 特に重要な施策について

特に重要な施策の1位は「地域医療（救急診療体制を含む）の充実」で、以下「高齢者福祉の充実」、「働く場所や就業機会の充実」、「介護保険事業など社会保障の充実」、「消防・救急体制の充実」などとなっています。



## ● 各施策の満足度について（平成17年度と平成21年度の比較）

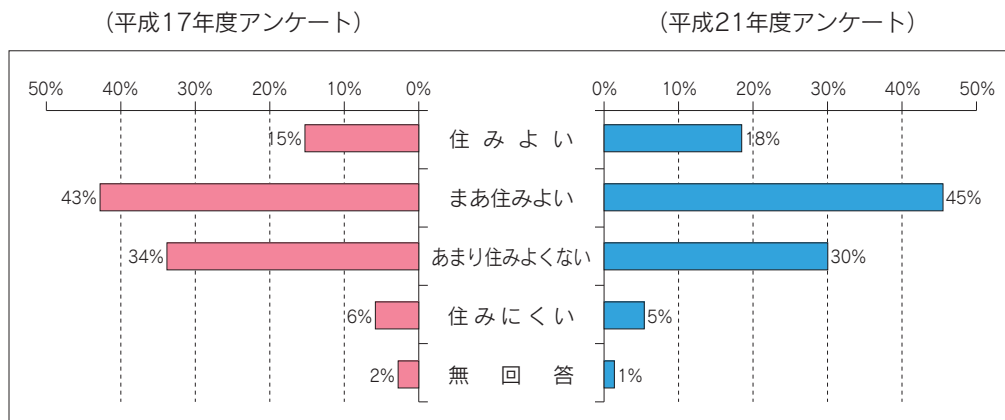
満足度について51項目のうち9項目（各種健康診断、地域医療、高齢者福祉、自治会・子ども会など、学校施設の整備、文化会館の施設、消防・救急体制、公園や緑地の整備、上水道の整備）が平成17年度より低下しました。それ以外の42項目については、平成17年度と同じか、向上しています。



■ 満足度(平成17年度)

■ 満足度(平成21年度)

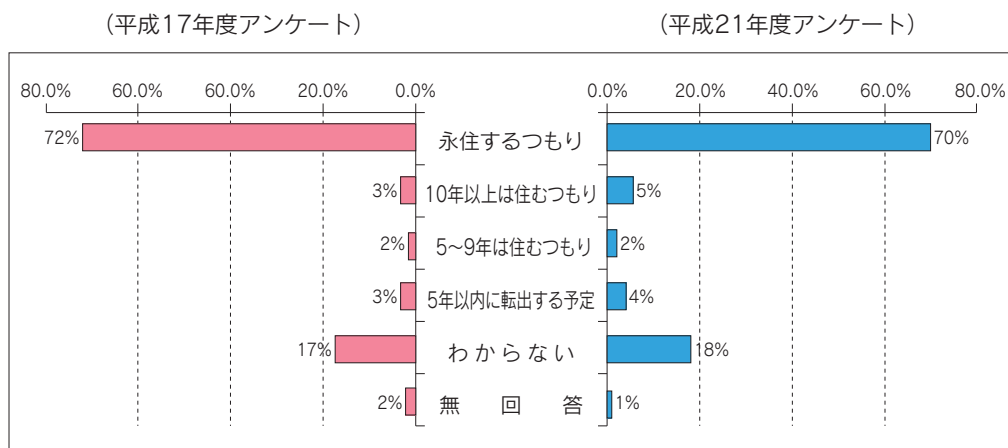
## ● 「矢板市の住みよさ」について



矢板市の住みよさについて「まあ住みよい」、「住みよい」とあわせると約63%の方が、「矢板市は比較的住みよいまちである」と思っています。

5年前の調査では「まあ住みよい」と「住みよい」をあわせると約58%でした。

## ● 「永住希望について」



全体の約70%の方が「永住するつもり」と思っています。なお、5年前の調査では「永住するつもり」の方は約72%でした。



## 第1部

# 基本構想



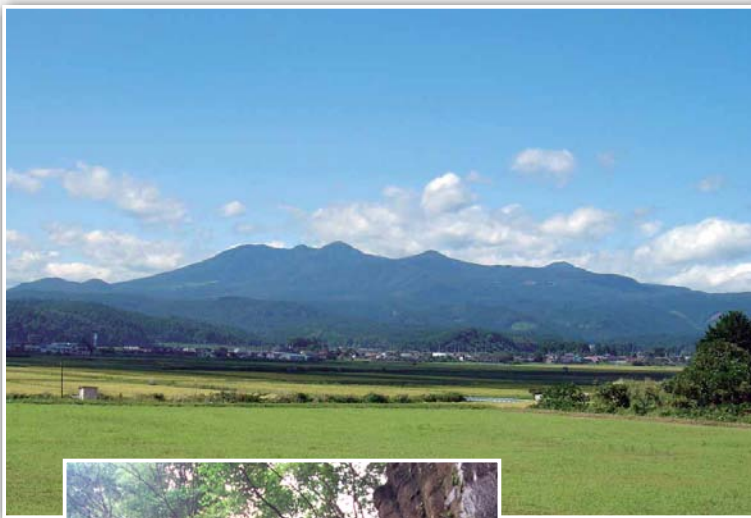
# 第 1 章 矢板市の現状と将来展望

## 第 1 節 矢板市の特性

矢板市のよいところ(特性)を見つめ直し、それらを活かしていきながらこれからのまちづくりを進めます。

### 1 豊かな自然があるまち

矢板市を見守るように雄大にそびえる高原山。その広大な山裾は、幾筋もの清流や豊かな緑、山の幸など数々の動植物をはぐくみ、春の新緑やレンゲツツジ、清涼感のある夏の木陰、秋の紅葉、そして冬の雪景色など、四季を通じて様々な表情を見せてくれます。そのふもとには広大な田園風景が広がり、昔ながらの棚田やリンゴの果樹園が点在するなど、市民の暮らしのなかに、豊かな自然がとけ込み、住む人に潤いと安らぎをあたえてくれるまちです。

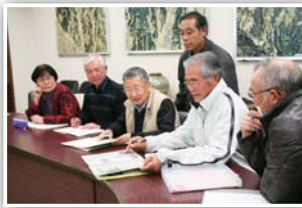




## 2 市民力が盛んなまち

本市は、鎌倉時代の領主塩谷朝業が築いた川崎城（現在は城跡公園）をはじめ、木幡神社や寺山観音寺など、歴史的文化施設が数多く現存することもあり、これらを敬い大切にする心から、様々な伝統や文化が継承されています。近年は、自らの手でまちづくりを考え実践しようとする意識から、真夏の「高原山トライアスロン大会」や、秋の風物詩となった「花火大会」、そして冬の「駅前イルミネーション」などが市民の手により開催されています。

また、本市の将来について意見を交わす「矢板武塾」や、市民が記者となり地域の良いところを発見・発掘し、発信する「市民力かわら版」の発行など、市民の力が発揮されているまちです。



### 3 教育に力を入れるまち

市民活動の活性化や社会参加の機会充実を図るため、生涯学習館やシルバー大学校北校を中心として、その周辺の区域を「生涯学習ゾーン」として、ふるさと創年大学やスポーツカレッジなど様々な体験事業や各種講座を実施し、生涯を通じて学習できる場を設けて、人づくりに努めています。

小中学校においては、豊かな心の育成や学びの連続性など特色ある教育活動の充実を目指して、家庭、学校、地域が一体となって取り組んでいます。特に、泉地区では小中一貫教育制度により、小中の連携を深めた教育活動を展開しています。また、市内3高等学校では、各校とも独自の教育活動が行われ、平成24年度から矢板東高等学校に中高一貫教育校が設置されるなど、多様な教育の実現に力を入れているまちです。





#### 4 産業が盛んなまち

農業においては、肥沃な大地と豊かな水資源を利用した稲作が盛んです。近年は、生産性の維持向上を図るため、新規就農者の支援や集団営農化の推進に取り組んでいます。また、林業においては、木材需要の変革に対応するため、加工法の工夫などに力を入れています。両分野とも、多様化する消費者ニーズに合わせて、特色ある地域ブランド商品の開発や東京圏へのPRなど販路拡大に取り組む一方、都市との交流のための情報発信の場として「道の駅やいた」を活用しています。工業においては、矢板工業団地に国内有数の大手電機企業が立地しています。市内には関連企業も数多くあり、「モノづくりのまち」としての牽引役にもなっています。また、商業においては、矢板駅東地区や市街地近郊において大型店舗の進出が見られるなど、各種産業が盛んなまちです。



**5 交通機能が充実したまち**

本市は、東京圏から約100kmのところの位置し、東北自動車道や国道4号、JR東北本線など本州交通網の大動脈が市内を縦貫しています。本市周辺には、日光国立公園や、鬼怒川・塩原温泉、那須高原などがすべて車で約1時間程度のところに位置していることから、行楽時には多数の人が本市を訪れています。

この交通機能をさらに高めるため、国道4号をはじめとする幹線道路のバイパス整備や、JR駅のバリアフリー化に取り組むなど、交通機能の充実に力を入れているまちです。





## 第2節 現状と将来の展望

矢板市を取り巻く国内外の社会環境について、現在の状況と将来を見通し、これから必要とされる課題を明らかにして、それらに対応するまちづくりを行います。

### 1 市民協働の推進

行政に求められる社会的ニーズが多様化・複雑化している中、国の地方分権改革が進められており、市民・企業・各種団体等とのパートナーシップによる行政分野の支援が重要となります。また、国と地方の役割を見直し、地域のことは地域自らの手で行うための制度改革が進められています。これまでに、市民ボランティアや企業の社会貢献などの自発的な活動が行われていますが、今後さらに、市民、行政ともに「自主・自立」そして「互助」に対する意識の変革が必要とされます。

### 2 少子高齢化への対応

日本の総人口は、平成18年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少時代となりました。出生率の低下により少子高齢化が進行し、高齢社会から超高齢社会へと移行しています。これにより、行政の各施策において様々な影響が生じ、これまでの取組を改めて見直し、対応していく必要があります。

本市においても、平成10年を境に人口が減少傾向となり、出生率も県平均値より下回るなど、少子高齢化が進行していますが、核家族化が進むことにより、世帯数は増加しています。高齢者の方々が、いつまでも元気に生きがいをもって暮らすことのできる地域社会にしていくことや、地域の人々がいつでも明るく助け合いながら暮らせる社会にすること、そして地域で若い世代が安心して子どもを産み育てることができる社会にすることが必要とされます。

### 3 環境保全に対する一層の取組

地球規模で自然環境を守っていく取組が進められています。温室効果ガスの排出量抑制対策を世界的な取組として進めるための協議の場が持たれるなど、循環型社会の構築が必要となっています。

本市は、雄大な高原山をはじめ緑豊かな大地や清流など、優れた自然環境を有しています。平成21年12月には「環境都市」として、この豊かな自然と共生しながら、市民・事業者・行政が一体となって、より一層の良好な環境の創造と保全に取り組むこと、そして、地球温暖化防止に向けた循環型のまちづくりを積極的に取り組むことを、広く宣言しました。将来に向け、あらゆる分野において、自然環境への配慮を基本理念としたまちづくりが必要とされます。

### 4 産業構造変化への対応

農林業においては、輸入品目の増加、従事者の高齢化や担い手の減少、耕作地や植林地の荒廃などにより生産力の低下が進む一方、消費者のニーズは多様化し国内自給率が低下しています。工業においては、先進国間の経済競争に加え、新興国の台頭等により、国内企業は輸出産業を中心に厳しい状況が続き、企業の海外転出や国内工場の集約による空洞化、雇用形態の不安定化な



どを招いています。商業においては、大型店間の低価格競争に加え、特にインターネットの普及による宅配・通販型購入の増加などにより、購買形態が大きく変化しています。

本市においても、農林業の担い手育成支援や地域ブランド創設による競争力の向上、新たな企業の誘致、地域商業への支援などに取り組んでいますが、国内外の産業構造の変化や環境への配慮など新たな課題に対応しながら、より競争力の高い産業基盤を確立することが必要とされます。

## 5 安全な都市空間整備の推進

国内においては、これまでの大型建設事業を中心とした社会基盤の整備により、道路網や住宅地の開発が進められてきました。人口減少化時代に入り、量のみを追求する時代から、地震や風水害など安全面にも配慮した質の高い整備が必要となります。

本市でも、主に土地区画整理事業を重点的に推進してきた結果、特に市街地の一部では基盤整備が進展しましたが、市民生活の利便性向上と健全な市勢発展のためには、適正な規模の市街地を創設するとともに、都市内や地域間交流の手段である道路網の整備が必要です。また、市民生活の安全確保のため、特に公共施設の災害対策を強化する必要があります。そのため、長期的な展望に基づき計画的な市街地の整備や公共施設の安全対策が必要とされます。

## 第2章 人口フレーム

10年後の矢板市がめざす将来像において、まちづくりの基本となる人口フレームを次のように設定します。

### ① 定住人口

本市では、積極的な定住基盤の整備促進により、新住宅地の確保や主要幹線道路の整備が進んでいます。今後は、これら主要幹線道路周辺部の適切な市街化促進を図るとともに、子育て環境の充実、就労場所の確保や都市との交流などによる人口の増加を図り、平成32年度の計画人口フレームを38,500人に設定します。

|                     | H22(1.1)       | H27            | H32            |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 総人口                 | 35,848人        | 37,000人        | 38,500人        |
| 世帯数                 | 13,049世帯       | 14,500世帯       | 16,400世帯       |
| 年少人口<br>(0～14歳)     | 4,753人(13.3%)  | 4,588人(12.4%)  | 4,428人(11.5%)  |
| 生産年齢人口<br>(15歳～64歳) | 23,164人(64.6%) | 22,866人(61.8%) | 22,676人(58.9%) |
| 高齢人口<br>(65歳以上)     | 7,931人(22.1%)  | 9,546(25.8%)   | 11,396人(29.6%) |

### ② 交流人口

本市は、東京圏から約100kmのところに位置し、東北自動車道をはじめとする交通機能が充実しています。市内には、八方ヶ原や県民の森など自然豊かな憩いの場所が多数あり、また、多くの人々が訪れる日光国立公園や那須高原などの観光地にも近く、恵まれた立地条件にあります。この特性を活かし、本市の情報発信をしていくことによって、より多くの人々が訪れ、にぎわいをもたらすことができます。「道の駅やいた」を拠点として、これらの人々と積極的な交流を図りながら、市の活性化を図っていきます。

また、国内では、団塊の世代が定年後の生活拠点を首都圏に維持しつつ、一定期間を別のところで暮らす「二地域居住型」スタイルが定着するなど、生活様式も多様化しています。本市では、これら交流型生活者の受け入れも図っていきます。

## 第3章 矢板市の将来像

### 第1節 めざす矢板市の姿

矢板市は、美しい高原山にいだかれて、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることでできるすばらしいまちです。

将来にわたりこの豊かな自然を大切にしながら、矢板のよさを活かして、未来に夢と希望がもてる矢板市を築いていきます。

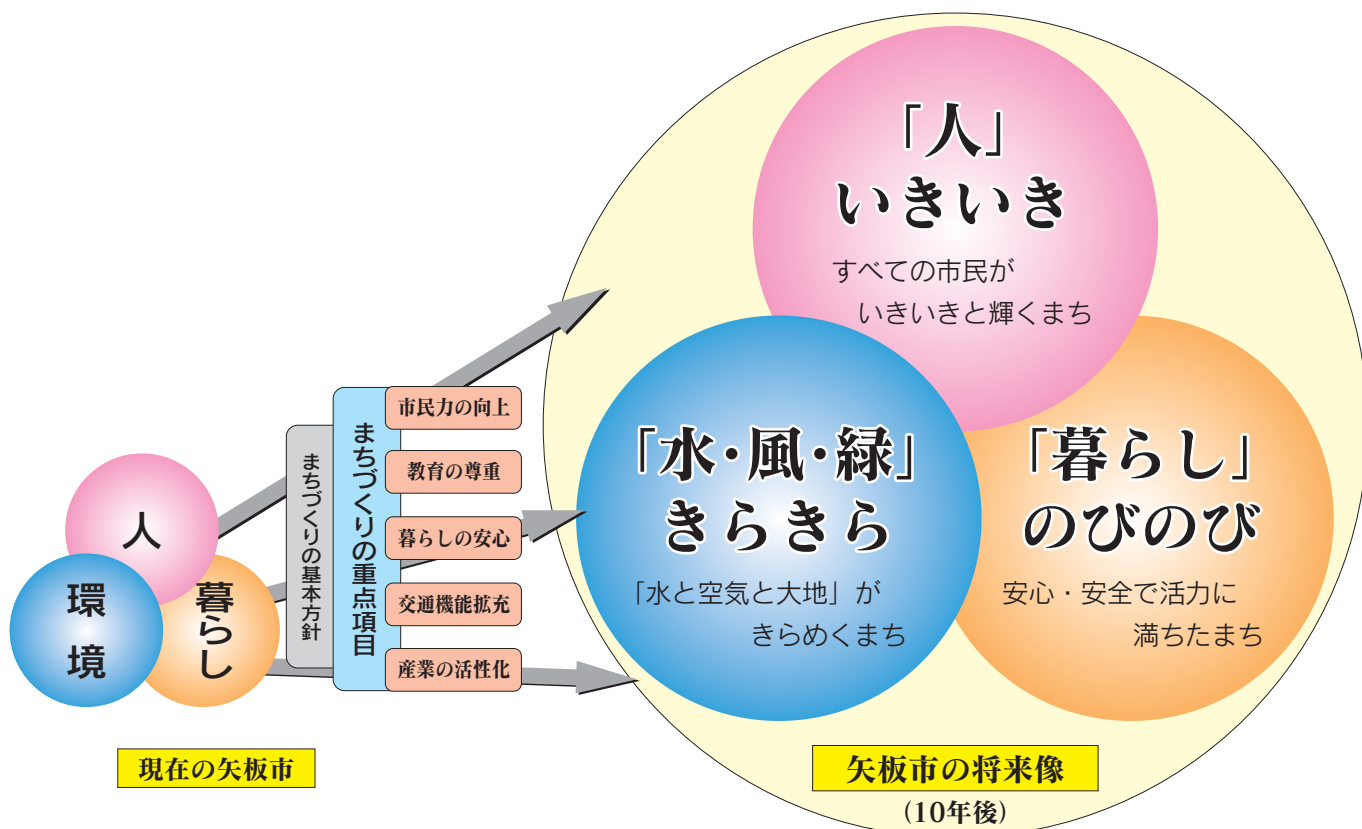
#### [矢板市の将来像]

「人」いきいき

「水・風・緑」きらきら

「暮らし」のびのび

『つつじの郷・やいた』



## 第2節 まちづくりの基本方針

「矢板市の将来像」実現に向けて、まちづくりの基本的な方針（施策の基本方針）を、次のとおり定めます。

### 1 「人をつくる」

#### 【「人」いきいき】 すべての市民がいきいきと輝くまちづくり

[いつまでも健康でいきいきしているまちづくり（保健医療、福祉、子育て）]

- 市民同士が助け合いながら安心して、子どもを産み育てることができるまちをめざします。
- すべての市民が、いつまでも健康でいきいきと生活できるまちをめざします。

[一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり（生涯学習、学校教育、文化、スポーツ）]

- 未来を担う子どもたちが、健やかでたくましく成長できるまちをめざします。
- すべての市民がいつまでも、生きがいを持って社会に参加できるまちをめざします。

### 2 「環境を創る」

#### 【「水・風・緑」きらきら】 「水と空気と大地」がきらめくまちづくり

[豊かな自然を大切にすまちづくり（環境保全、水資源）]

- 水や空気や緑豊かな大地を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。

### 3 「暮らしを造る」

#### 【「暮らし」のびのび】 安心・安全で活力に満ちたまちづくり

[安心・安全で快適に暮らせるまちづくり（定住基盤の整備）]

- すべての市民が、安心・安全で快適にゆとりをもって暮らせるまちをめざします。

[活力と活気にあふれるまちづくり（産業振興）]

- 自然環境と調和した循環型社会に向けた、産業が盛んなまちをめざします。
- 交通の利便性を活かし、周辺との交流が盛んなまちをめざします。

### 第3節 まちづくりの基本姿勢

「矢板市の将来像」実現のため、まちづくりに取り組む基本的な姿勢(施策の進め方)について、行財政改革を柱として、次のとおり定めます。

#### 1 行財政改革を推進します (行財政健全化)

安定した市政を運営するため、引き続き計画的な行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を図ります。

#### 2 市民と行政が一体となって進めます (市民協働)

まちづくりは市民が自ら行い、市民の手により切り拓くことを目指し、市政に市民の意向が反映しやすい組織、しくみを作るとともに、市民の主体的なまちづくりへの取組や活動を支援します。

#### 3 開かれた行政経営を行います (まちづくり過程の公開)

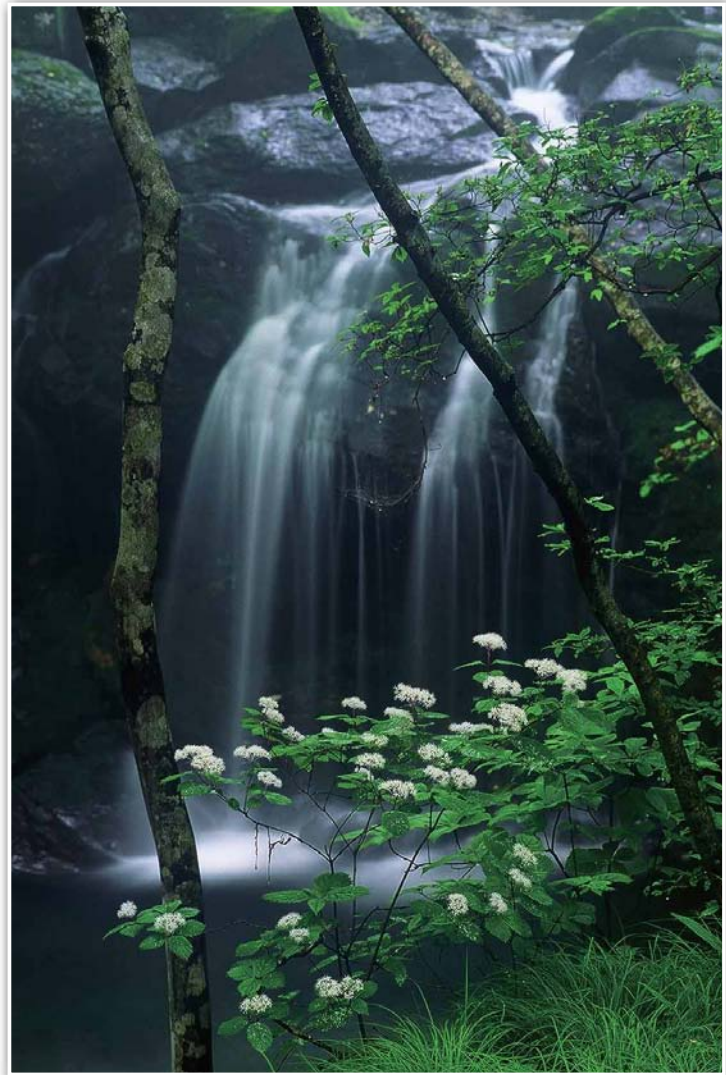
市民にわかりやすくまちづくりを進めていくため、まちづくり過程の説明や情報の公開を積極的に行うとともに、成果重視の行政運営を行います。

#### 4 国、県、近隣市町との連携を強化します (広域連携、権限移譲)

効率的な行政運営を図るため、国県及び近隣市町等との広域的な連携・交流・事務協働等の取組を進めるとともに、矢板らしいまちづくりを進めるため、権限の移譲を積極的に受け入れます。









## 第4節 まちづくりの重点項目

「矢板市の将来像」実現に向けて、特に重点的に取り組む項目を次のとおり定めます。

## ① 教育を大切にす矢板市

## 【市民力の向上】

地方分権の進展とともに、地域が主体性を持って自らの創意工夫と責任によりまちづくりを行う時代となりました。施策の計画立案から実践まで、市民が主体的に取り組むことのできるしくみや体制づくりを整えていきます。さらに、市民がまちづくりのための様々な知識や手法を習得したり、市民同士でまちづくりについての意見交換ができる場を設けることなどにより「市民力」の向上を図っていきます。

## 【教育重視のまちづくり】

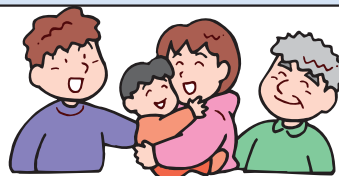
活力ある矢板市をつくり維持していくためには、次世代を担う人づくりが不可欠です。子どもたちの生きる力をはぐくむために、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばすとともに、自ら考え行動できる力を身につける教育の充実に努めます。また、ふるさとに対する誇りや愛着、周囲の人や自然環境に対する思いやりを持ってまちづくりを考え行動できる人づくりに取り組んでいきます。



## ② 安心して暮らせる矢板市

## 【子育て、医療の充実と高齢者の生きがいづくり】

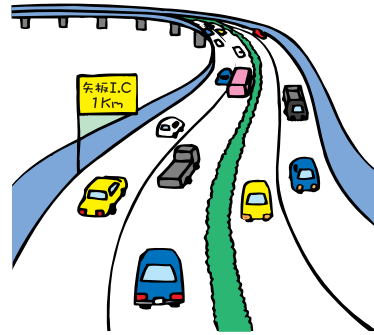
市民が、心豊かに日々の暮らしを送るために、住む場所と働く機会が確保されているだけでなく、安心して子どもを産み育てることができ、そして生涯を健康で、生きがいを持って暮らすことのできる社会にすること、また行政区などの枠組みにとらわれず、世代を超えた連携やお互いに助け合える社会づくりに取り組んでいきます。



### ③ 自立する矢板市

#### 【公共交通機能の拡充】

本市は、東京圏からのアクセスも良く、JR東北本線の駅や東北自動車道のインターチェンジなどの公共交通機能を有しています。市民生活と企業活動の利便性向上とともに、近隣市町や東京圏等との交流による市勢発展のため、これらの機能のさらなる拡充に取り組んでいきます。



#### 【矢板の特色を活かした産業の活性化】

本市は、雄大な高原山をはじめとする豊かな自然を愛し、大切に作る心を「環境都市」の基本理念として、新たな時代に即した循環型都市の構築に取り組んでいます。この豊かな自然環境を資源としてとらえ、本市の特色を活かした農林業と商工業の連携強化を図るとともに、積極的な情報発信により、産業のさらなる活性化に取り組んでいきます。



## 第4章 将来都市構造

### 第1節 整備方針

○都市マスタープラン(平成12年策定)に基づき、計画的な市街地整備を推進した結果、新たな定住基盤、幹線道路の整備が促進されました。

[これまでの都市マスタープランに基づく基盤整備]

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 市街地整備事業：矢板駅東第二地区及び木幡土地区画整理事業地区     | 約60ha |
| つつじが丘住宅団地                          | 約10ha |
| 幹線道路整備事業：国道4号片岡バイパス、主要地方道矢板那須線バイパス |       |
| 都市計画道路片岡西通り、都市計画道路木幡通り             | など    |

○人口フレームの将来計画人口に対し適切な都市構造とするため、整備の完了した幹線道路を有効に活用し、主に幹線道路周辺部の市街化を推進するとともに、市民の利便性向上を図るため、既存公共施設の機能拡充のための整備を推進します。

#### [新市街地ゾーンの整備促進]

- ・片岡駅西地区市街地整備の推進により、駅周辺の利便性を向上します。
- ・都市マスタープランの活用などにより、民間開発を適切に誘導します。

#### [公共施設の機能拡充]

- ・都市間交流軸(道路)の強化  
国道4号の4車線化整備や、(仮称)北部バイパス早期事業化の要望等を進めます。  
東北自動車道の6車線化整備や、新規インターチェンジの設置検討等を進めます。  
主要地方道矢板那須線のバイパス整備促進や、泉地区の歩道設置等を進めます。  
都市計画道路公園通り(国道461号)の整備促進等を進めます。
- ・都市間交流軸(鉄道)の強化  
片岡駅東西自由連絡通路及び橋上駅化の整備を推進します。  
矢板駅橋上駅化の早期実施を図ります。
- ・地域交流軸(道路)の強化  
県道下河戸片岡線、(仮称)北部横断幹線道路などの整備を促進します。

## 第2節 将来都市構造

### 1 土地利用

#### ○既成市街地ゾーン

現在、都市計画法に基づく「用途地域」が定められている地域です。市街地として機能的な土地利用を行うため、建築物の用途・容積率・建ぺい率などのルールを定めています。また、道路や公園、駅前広場や駐輪場、公共下水道などの施設を優先的に整備し、市民生活の利便性の向上を図っています。地域内には、「商業・業務・工業機能」や「交通機能」の拠点を有しています。

矢板地区、片岡地区、南産業団地 約700ha

#### ○新市街地ゾーン

既成市街地の隣接部において、計画的に市街化への転換を図っていく地域です。主に、整備が完了した主要幹線道路の周辺部において、自然環境に調和したゆとりある市街地を形成していきます。計画的な転換を図るため、都市計画法に基づく「地区計画制度」や「開発許可制度」を適正に活用するとともに、必要に応じ「用途地域」の指定を行います。

「道の駅やいた」を核とする「農業振興」及び「観光・交流拠点」を有しています。

#### ○北部生活拠点ゾーン

泉地区の集落周辺の地域です。地域住民の利便性・安全性向上を図るとともに、「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」の主要拠点として、周辺の観光・交流拠点と一帯となり、観光や都市との交流などを図るための拠点地域として活用します。

#### ○自然環境保全ゾーン

県民の森や八方ヶ原周辺部の森林地帯です。美しい自然環境を大切に保全しながら、観光・交流のための主要拠点として、機能の増進を図っていきます。

#### ○自然・歴史・文化多目的交流ゾーン

県民の森や八方ヶ原、小学校跡地を活用した郷土資料館などの「観光交流拠点」や泉地区の集落地域である「北部生活拠点ゾーン」、民間の歴史・文化施設などを含む矢板市北部一帯の区域を、観光・交流・体験など多目的に活用するゾーンとします。市民はもとより市外から訪れる人たちの憩いの場所として、積極的な活用を図っていきます。

## 2 都市機能拠点

### ○商業・業務拠点

既成市街地内のJR駅周辺部や主要幹線道路周辺部において、既成商店街や大規模な店舗・事務所、行政機関が集中しているところを「商業・業務拠点」とします。既成拠点の機能増進を図るとともに、片岡駅西地区や矢板地区の新市街地ゾーンの整備を推進し、新たな機能の拡充を図っていきます。

### ○工業拠点

早川町地区の「矢板工業団地」及びこぶし台地区の「矢板南産業団地」を「工業拠点」として、立地企業の活動支援を行うとともに、周辺道路の整備など、地区内の利便性向上を図っていきます。

### ○交通拠点

JR矢板駅、片岡駅及び東北自動車道の矢板インターチェンジ周辺部を「交通拠点」とします。公共交通機能の利便性向上のため、積極的な整備推進を図るとともに、より一層の機能拡充のため、新規施設の設置を検討します。

### ○観光・交流拠点

主要地方道矢板那須線バイパス沿道に新設する「道の駅やいた」を観光・交流拠点として北部の「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」と連携を図るとともに、本市の産業活性化のために情報を発信する場として、積極的に活用します。

また、県民の森や八方ヶ原などを観光の中心拠点とするとともに、小学校の統廃合による学校跡地などを積極的に活用し、さらなる活性化を図っていきます。

## 3 都市軸

### ○広域都市間交流軸

東京圏や東北、北陸地方との連携・交流を図るためのもので、東北自動車道や国道4号などで構成します。

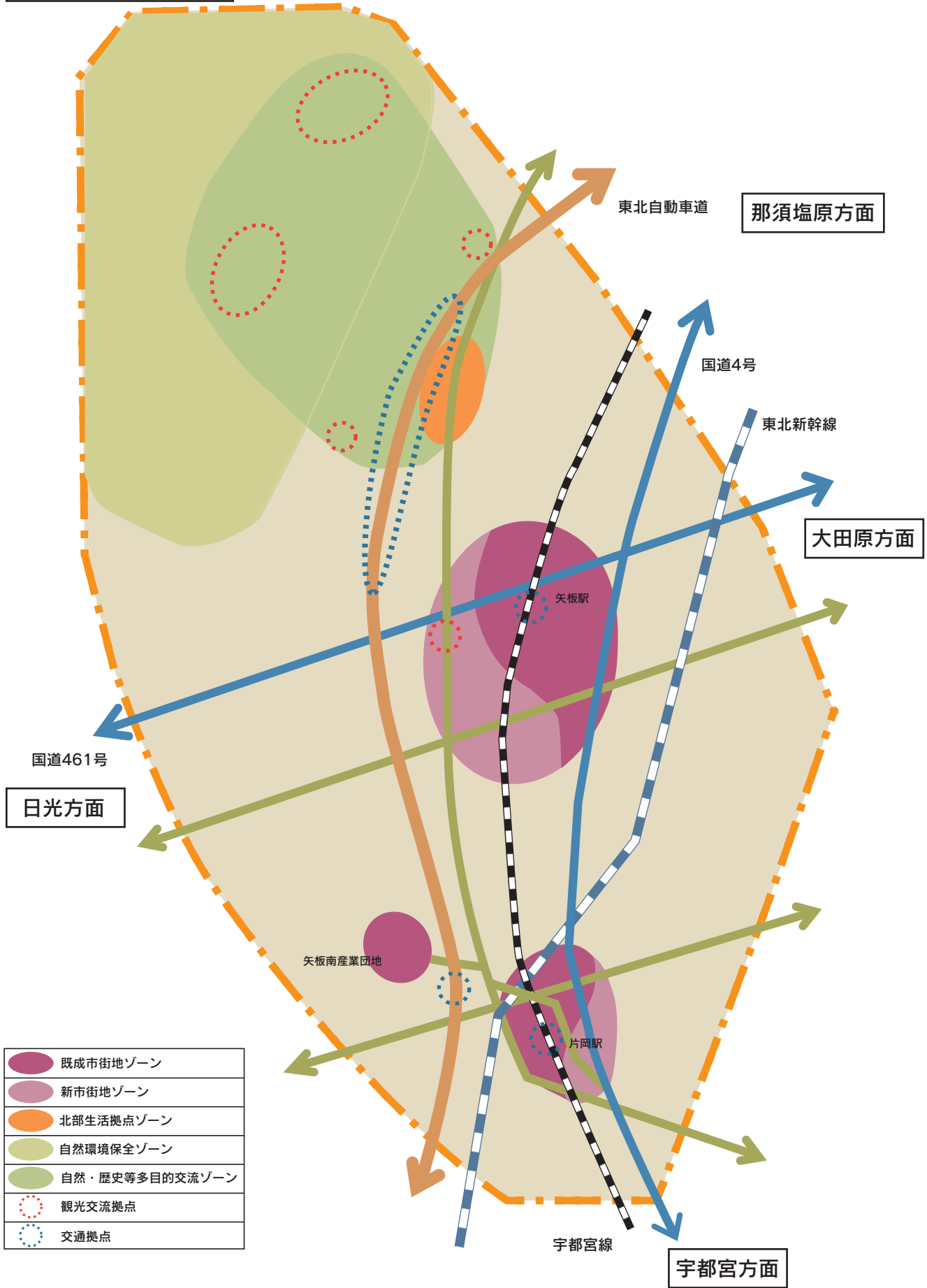
### ○地域都市間交流軸

主に県都宇都宮市や近隣市町との連携・交流を図るためのもので、JR東北本線、国道461号、主要地方道矢板那須線、主要地方道塩谷喜連川線などで構成します。

### ○市街地形成軸

市街地内の利便性向上を図る道路で、都市計画道路木幡通りや(仮称)片岡駅周辺道路等で構成します。

将来都市構造図



矢板市の現状と将来展望

人口フレーム

矢板市の将来像

将来都市構造





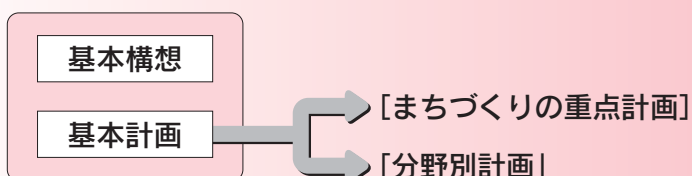
## 第2部

# 基本計画

### 基本計画の構成について

「基本計画」は、基本構想に定めた将来像実現のため、今後取り組む具体的な施策の内容を定めるもので、「まちづくりの重点計画」と「分野別計画」の2部で構成します。

第2次21世紀  
矢板市総合計画



### 「まちづくりの重点計画」について

「まちづくりの重点計画」は、矢板市の将来像実現にむけて、「分野別計画」の施策の中で、今後の5カ年間、特に重点的に取り組む施策・事業を「重点計画」として体系的に定め、重点的に推進していきます。

具体的な項目は、「基本構想」の第4節「まちづくりの重点項目」で掲げた方針に基づき、以下の5つの項目において、具体的な施策の内容を定めます。

- |        |           |                         |
|--------|-----------|-------------------------|
| 重点計画1. | 【市民力の向上】  | (市民主体のまちづくりを進めます)       |
| 重点計画2. | 【教育の尊重】   | (次世代を担う人づくりを進めます)       |
| 重点計画3. | 【暮らしの安心】  | (市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます) |
| 重点計画4. | 【交通機能の拡充】 | (市民生活・企業活動の利便性向上を図ります)  |
| 重点計画5. | 【産業の活性化】  | (各産業の更なる振興を図ります)        |

### 「分野別計画」について

「分野別計画」は、今後取り組んでいく全施策について、政策分野別に整理した個別施策の具体的な内容や目標を定めるものです。

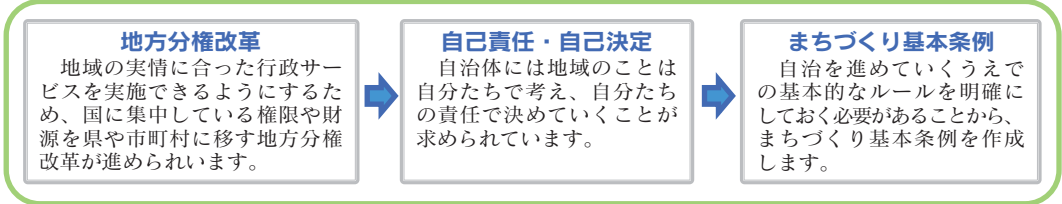
具体的には、「基本構想」の第2節「まちづくりの基本方針」及び第3節「まちづくりの基本姿勢」に基づき、次の7つの分野で構成します。

- |     |                       |                    |
|-----|-----------------------|--------------------|
| 分野1 | いつまでも健康でいきいきしているまちづくり | (保健医療、福祉、子育て 等)    |
| 分野2 | 一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり      | (生涯学習、学校教育、市民文化 等) |
| 分野3 | 豊かな自然を大切にすまちづくり       | (環境保全、水資源 等)       |
| 分野4 | 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり    | (定住基盤、道路、公園等の整備 等) |
| 分野5 | 活力と活気にあふれるまちづくり       | (各産業の振興)           |
| 分野6 | 市民と行政が一体となったまちづくり     | (市民協働、住民自治 等)      |
| 分野7 | 行財政基盤の安定したまちづくり       | (行財政改革の推進)         |

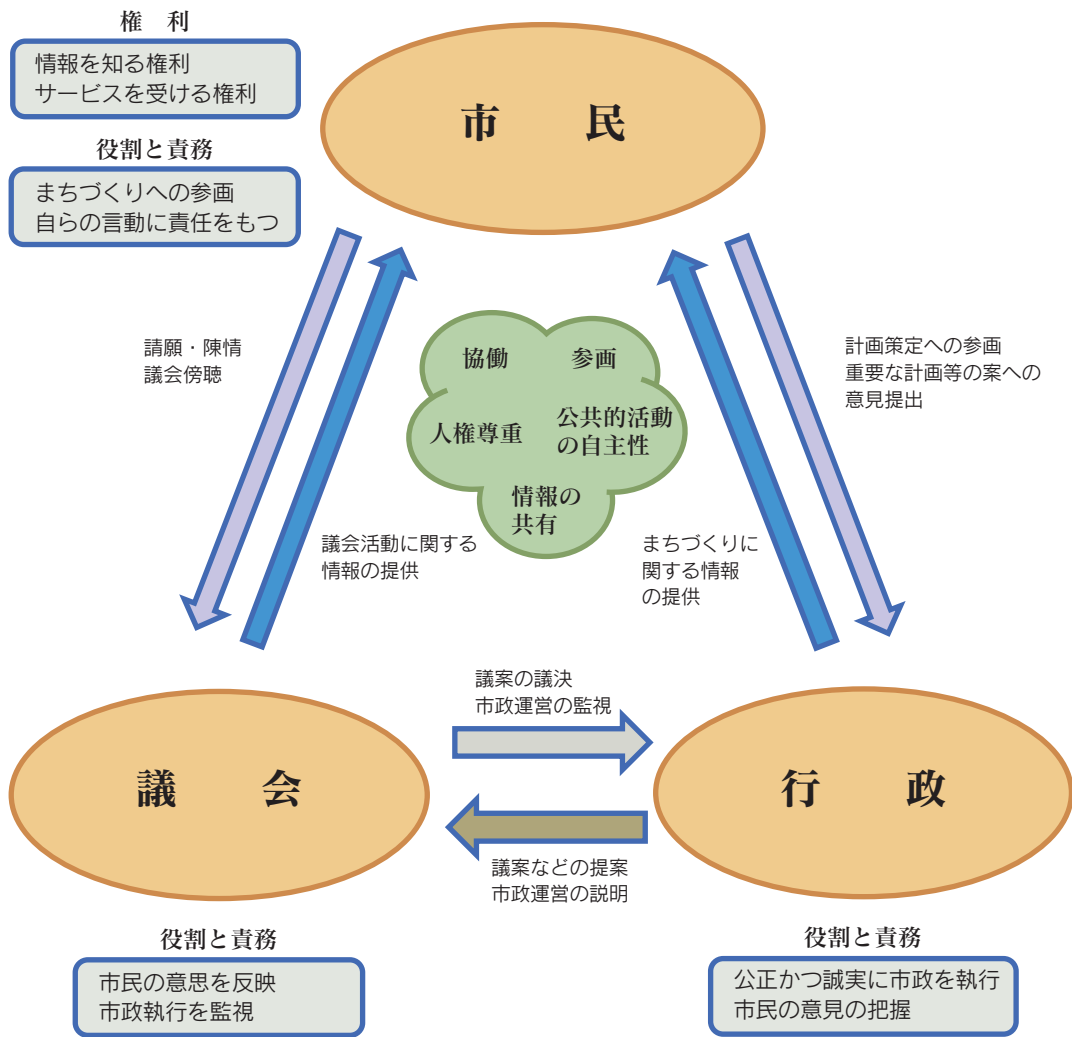


# 矢板市まちづくり基本条例について

## 1 矢板市まちづくり基本条例制定の背景



## 2 矢板市まちづくり基本条例



# まちづくりの重点計画

## 重点計画 1 市民力の向上

市民主体のまちづくりを進めます

## 重点計画 2 教育の尊重

次世代を担う人づくりを進めます

## 重点計画 3 暮らしの安心

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます

## 重点計画 4 交通機能の拡充

市民生活・企業活動の利便性向上を図ります

## 重点計画 5 産業の活性化

各産業の更なる発展を図ります

重点計画 1

# 市民力の向上

## 市民主体のまちづくりを進めます

市民主体、市民主役のまちづくりを進めるため、「市民による市政参画機会の拡充」、「まちづくりのための人材の育成」、「市民によるまちづくり活動の支援」を目的として、下記の施策を進めていきます。

### ①【まちづくり基本条例】の制定・施行

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

- 条例の制定、施行
- 市民・議会・行政等の役割と責務の明確化

「まちづくり基本条例」とは、市民・議会・行政の役割や責務、まちづくりに対する市民参画や行政運営の原則などを矢板市独自の条例として定めるもので、平成23年11月1日「市民の日」からの施行にむけて現在準備を進めています。(P32参照)

### ②【行政の生涯学習化】の推進

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

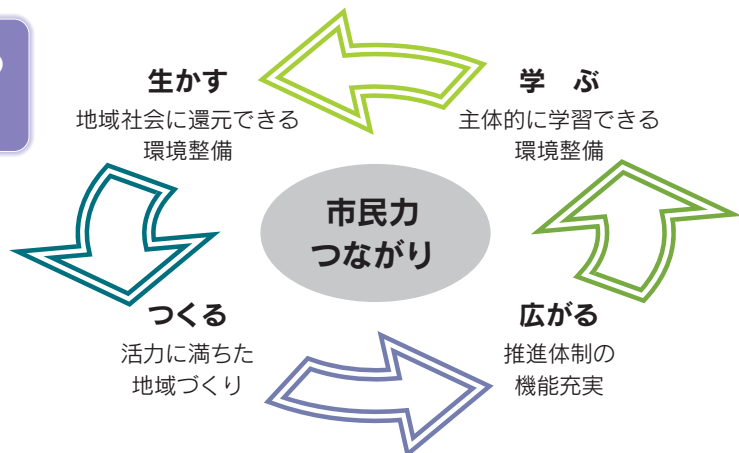
- 矢板市生涯学習推進体制の充実
- 行政施策運営に関する学習機会等の提供
- まちづくり関連グループ、団体等への支援
- 市民参画事業の展開

### ③【ふるさとへの愛着の育成】の推進

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

- ふるさと大学の充実（地域づくり指導者の学習機会の充実など）
- 地域リーダー等人材の育成（地域、団体等連携強化など）
- 文化、芸術についての学習機会の充実
- 家庭教育の充実
- 青少年健全育成、社会参加・活躍機会の充実
- 交流活動の推進

### 「市民参画型生涯学習」による “まち”づくり



## 重点計画 2

## 教育の尊重

## 次世代を担う人づくりを進めます

次世代を担う子どもたちが、ふるさとを愛し周囲の人や自然環境を思いやる心と、自ら考え行動できる力を身につけるため、下記の施策を進めていきます。

## ① 【生きる力を育む教育】の推進

平成27年度までの目標 → 推進

- 確かな学力の向上
- 体験学習機会の拡充
- 食育教育の推進
- コミュニケーション能力の育成
- 読書教育の推進

## ② 【特色ある学校づくり】の推進

平成27年度までの目標 → 推進

- 小中一貫教育、小中連携の実践
- 特色ある学校づくり推進事業の拡充
- 地域資源活用による学校づくりの推進

## ③ 【幼稚園/保育園・小学校の連携】の推進

平成27年度までの目標 → 推進

- 幼稚園と保育園の連携推進
- 幼稚園／保育園と小学校の連携推進

## ④ 【学校施設の機能充実】の推進

平成27年度までの目標 → 推進

- 公立小中学校耐震化の推進
- 老朽箇所等の計画的改修
- 学校施設・設備の機能向上

## ⑤ 【地域との連携による人づくり】の拡充

平成27年度までの目標 → 推進

- 放課後子ども教室などによる地域との連携推進
- 親学習（親が学ぶ機会）の充実
- 地域人材の活用と世代間交流の実践

## 重点計画 3

## 暮らしの安心

市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます

すべての市民が心豊かに安心して日々の暮らしを送れるため、「子育て・医療環境の充実」、「地域における相互扶助の向上」、「都市防災機能の充実」、「定住者への支援」などを目的として、以下の施策を進めていきます。

## ① 【健康づくり】の推進

平成27年度までの目標⇒推進

- ・乳幼児、妊産婦等健康診査の充実（受診率の向上等）
- ・地域医療体制の充実（休日、夜間など救急体制の充実）
- ・心の健康づくりの充実（ゲートキーパーの養成等）

## ② 【子育て支援・拠点施設等】の拡充

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

- ・特別保育の充実
- ・学童保育館の充実
- ・地域で支える子育ての充実（ファミリーサポートセンター等地域子育て支援の充実）

## ③ 【循環型社会構築】の支援

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

- ・住宅用太陽光発電システム設置の支援
- ・ゴミ分別化推進等リサイクルの推進
- ・新エネルギー設備等の導入支援

## ④ 【都市防災機能】の拡充

平成27年度までの目標 ⇒ 推進・一部完了

- ・公共施設、ライフライン等施設の耐震化推進
- ・同報系防災行政無線整備の推進

## ⑤ 【世代間の交流機会】の創出

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

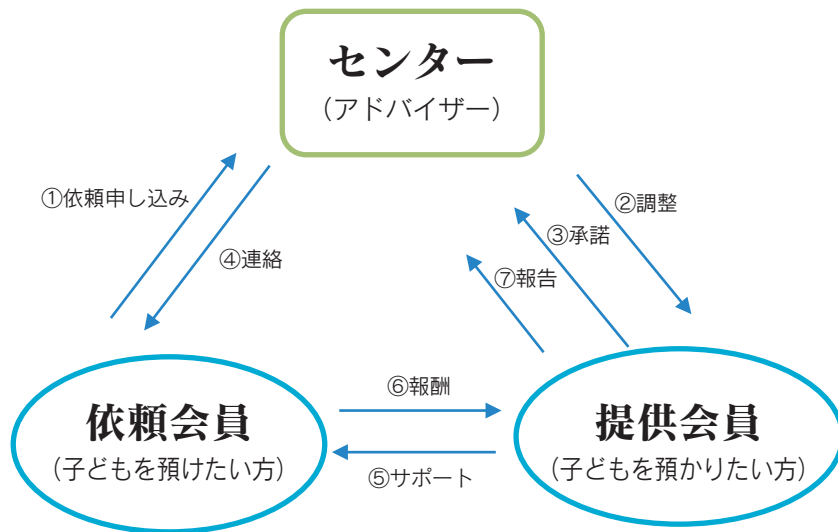
- ・地域コミュニティー活動の支援
- ・高齢者と子どもや子育て世代との交流促進

- ・「ゲートキーパー」とは、地域や職場、教育などの分野において、自殺のサインに気づき、見守りを行い、専門相談機関による相談へつなく役割が期待される人材のことです。
- ・「ファミリーサポートセンター」とは、子育ての支援をしてほしい人（依頼会員）と手助けをしたい人（提供会員）がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域全体で子育て家庭を支援していく仕組みのことです。

## 矢板市ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、仕事と家庭の両立を支援するためのものです。かつて自然に地域で助け合っていた相互援助関係を組織化する育児支援策の一つとして始まった事業です。

具体的には、子育ての支援をしてほしい人（依頼会員）と、手助けしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、お互いに助け合いながら子育てを支援していくものです。



### ☆支援の流れ

- ① 依頼会員が支援を必要とする日の2カ月前～3日前まで（原則）にセンターへ申し込む
- ② センターが提供会員に連絡を取り調整
- ③ 提供会員からセンターへ承諾
- ④ センターが依頼会員へ提供会員を紹介
- ⑤ 提供会員と依頼会員で打ち合わせをした後、サポート開始
- ⑥ 依頼会員と提供会員が「支援活動報告書」を確認した後、依頼会員から提供会員に報酬を支払う
- ⑦ 提供会員は「支援活動報告書」をセンターに報告

## 矢板市環境都市宣言

わたくしたちが住む矢板市は、高原山のふところにいだかれ、緑豊かな大地と清流に恵まれ、住む人にも訪れる人にも、いやしとやすらぎを与えてくれる素晴らしいまちです。

わたくしたちは、矢板市を心から愛し、市民としての自覚と誇りをもって、この豊かな自然を市民みんなの力で四季をつうじて「自然とふれあえるまち」「きれいで住みごちのよいまち」として未来へとつなぐために、つぎのことを実践することとし、ここに矢板市を環境都市とすることを宣言します。

- 1 恵まれた「水と空気と緑」を守り、自然環境を大切に育てる心育てます。
- 1 市民・事業者・行政が一体となって環境の保全とより良い環境の創造に取り組むことを目指します。
- 1 地球温暖化防止に向け、地球にやさしい省エネルギー・省資源の循環型まちづくりのため、行動します。

平成21年12月15日宣言



## 重点計画 4

## 交通機能の拡充

## 市民生活・企業活動の利便性向上を図ります

東京圏からのアクセスの良さや、JR宇都宮線の2つの駅、東北自動車道のインターチェンジ、国道4号など公共交通機能を活用し、栃木県北部における交通交流拠点として、これら機能の更なる利便性向上を図るとともに、交通施設周辺部の市街化を適切に誘導し、市民生活と企業活動の利便性向上を図るため、以下の施策を進めていきます。

## ① 【市街地整備計画】の策定

平成27年度までの目標 ⇒ すべて完了

- 矢板市都市マスタープランの策定（更新）
- 土地開発関連計画の策定（更新）（土地利用調整計画 開発指導要綱）

## ② 【片岡地区市街地整備事業】の推進

平成27年度までの目標 ⇒ 一部完了

- 片岡駅東西自由通路、橋上駅、駅西広場整備の推進
- 駅西広場関連施設整備の推進（駐車場 自転車駐輪場 駅西トイレなど）
- (仮称) 片岡駅西口通り整備 公共下水道整備の推進
- 周辺幹線道路整備促進（県道塩谷・喜連川線 下河戸・片岡線など）

## ③ 【(主要地方道) 矢板那須線周辺部市街化】の推進

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

- 土地利用開発指針の策定（民間開発誘導方針）
- 文化会館周辺道路整備の推進
- (主) 矢板那須線バイパス全線開通の促進（県）

## ④ 【市内道路網】の整備推進

平成27年度までの目標 ⇒ 推進

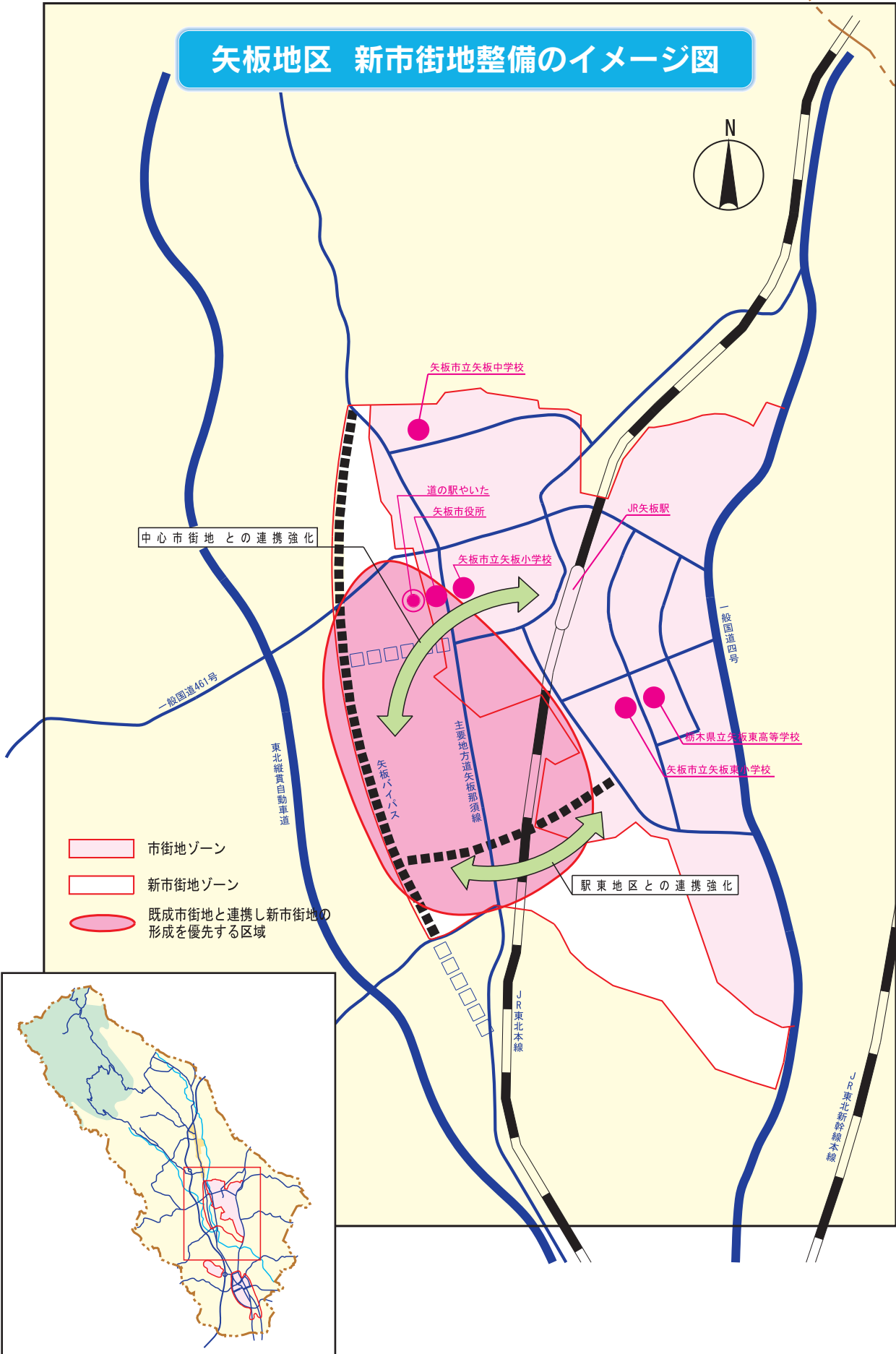
- 道路網整備計画策定
- 南産業団地幹線道路の整備推進
- 生活基盤幹線道路の整備推進

## ⑤ 【広域幹線】の整備促進

平成27年度までの目標 ⇒ 事業化への検討推進

- 国道4号4車線化促進・北部バイパス整備促進要望（国）
- 東北自動車道スマートインター設置の調査研究（県等との連携）
- 国道461号の整備促進要望（県）
- 北部横断幹線道路新設の調査研究（県との連携）
- JR矢板駅橋上駅化の調査研究

# 矢板地区 新市街地整備のイメージ図



まちづくりの重点計画

いまでも健康でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

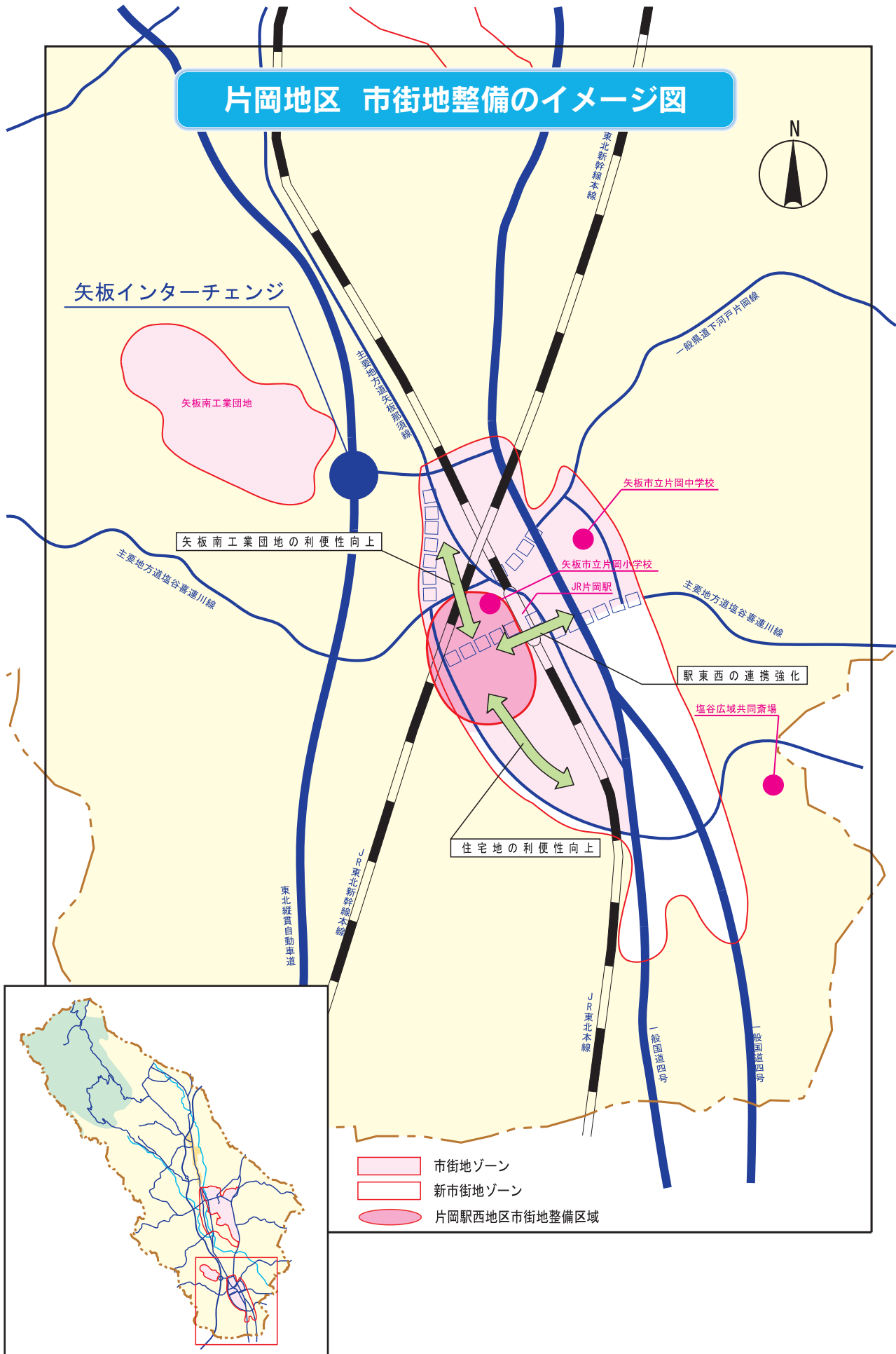
活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

重点計画

片岡地区 市街地整備のイメージ図



片岡駅周辺のイメージ図



JR片岡駅（橋上駅）のイメージ



東西自由通路のイメージ

都市マスタープランとは

都市マスタープランとは、市の都市づくりの指針として、めざすべき都市の姿を展望し、都市の目標とする将来都市像など、都市計画の基本的な方針を定めるとともに、道路や公園などの都市施設の整備や土地利用の規制・誘導などを総合的かつ計画的に進めるためのものです。

まちづくりの重点計画  
 いまでも健康でいきいきしている  
 一人ひとりの笑顔が輝く  
 豊かな自然を大切に  
 安心・安全で快適に暮らせる  
 活力と活気にあふれる  
 市民と行政が一体となった  
 行財政基盤の安定した

## 重点計画 5

## 産業の活性化

## 各産業の更なる発展を図ります

本市は、雄大な高原山をはじめ豊かな自然環境や、その環境が育む豊富な農産物など恵まれた「資源」を有しています。この恵まれた「資源」を活用するとともに、その特色を積極的に市外に発信し、本市産業全体の発展を図るため、以下の施策を進めていきます。

## ① 【矢板ブランド力】の強化

平成27年度までの目標 ⇒ 拡充

- ・「やいたブランド」認証制度の活用
- ・道の駅を活用した季節別イベント開催
- ・都市との交流、都市でのPR活動の推進

## ② 【活力ある農林業】の推進

平成27年度までの目標 ⇒ 拡充

- ・中山間活性化事業の推進
- ・特産品、ブランド品等開発、販売拡大の推進（食の回廊との連携）
- ・地域の担い手（エコファーマー、認定農業者等）育成の支援

## ③ 【ものづくりのまち】の推進

平成27年度までの目標 ⇒ 拡充

- ・新規企業誘致の推進（矢板南産業団地分譲推進）
- ・企業間の連携推進（中小企業連携支援等）

## ④ 【中心市街地活性化】への取り組み

平成27年度までの目標 ⇒ 拡充

- ・中心市街地活性化対策の推進（商工会との連携による「検討組織」の設置）
- ・魅力ある商店街形成支援（空き地、空き店舗活用対策等）

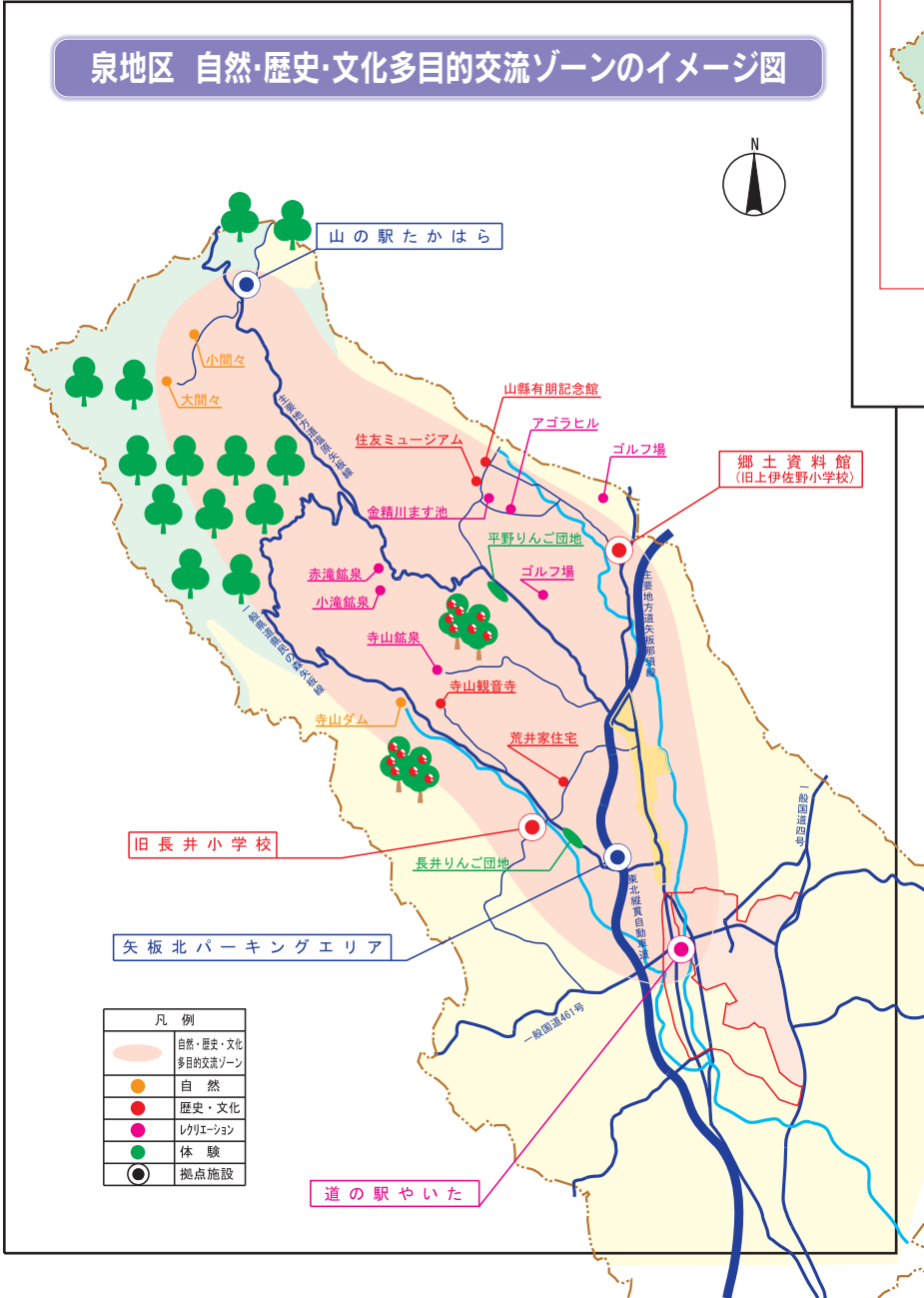
## ⑤ 【自然・歴史・文化多目的交流事業】の推進

平成27年度までの目標 ⇒ 拡充

- ・八方ヶ原の整備推進
- ・郷土資料館と周辺民間展示施設の連携強化
- ・矢板北パーキングとの連携強化の推進
- ・道の駅・山の駅連携強化の推進
- ・観光ボランティアの活動支援



泉地区 自然・歴史・文化多目的交流ゾーンのイメージ図



山の駅たかはら



道の駅やいた



「やいたブランド」認証

矢板の優れた農林産物や商品をブランド化して付加価値を高め、地域経済の活性化と市のイメージアップを図るため「やいたブランド」の認証をおこなっています。

「やいたブランド」認証マーク



まちづくりの重点計画

いまでも健康でいきいきと暮らしている

一人ひとりの笑顔が輝く

豊かな自然を大切にする

安心・安全で快適に暮らせる

活力と活気にあふれる

市民と行政が一体となった

行財政基盤の安定した



# 分野別計画

分野 1 いつまでも健康でいきいきしているまちづくり

分野 2 一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

分野 3 豊かな自然を大切にするまちづくり

分野 4 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

分野 5 活力と活気にあふれるまちづくり

分野 6 市民と行政が一体となったまちづくり

分野 7 行財政基盤の安定したまちづくり

分野別計画

分野 1

いつまでも健康でいきいきしているまちづくり

基本政策 1 保健・医療を充実します

基本政策 2 子育て環境を充実します

基本政策 3 地域福祉を充実します

基本政策 4 高齢者福祉を充実します

基本政策 5 障がい者福祉を充実します

## 基本政策 1 保健・医療を充実します

### 現状と課題

- 急速な少子高齢化やライフスタイルの変革等に伴う疾病構造の複雑化などにより、地域の保健・医療に対するニーズが多様化・高度化しています。本市では、市民が生涯健康でいきいきと暮らすために、生活習慣病や感染症対策として、各種健康診査・検診事業の拡充や、「すこやか矢板21」に基づき健康づくりの推進に取り組んでいます。また、地域医療体制を充実するため、塩谷郡内各医療機関との連携や基幹病院の運営支援、救急体制の拡充などを行っています。
- 多様化・高度化する保健・医療のニーズに応えるため、引き続き保健・予防の推進や健康づくり、地域医療体制のさらなる充実を図る必要があります。

### 計画の目標

- 市民が生涯にわたり健康に暮らすため、保健・予防の推進として各種対策を進めます。
  - ・生活習慣病予防のため、若年層からの運動習慣など予防対策の推進や早期発見を目的とした各種健(検)診の充実
  - ・母子保健事業推進のため、次世代育成支援対策行動計画との連動した乳幼児健診や親子の健康づくり
  - ・感染症等の予防対策として、各種予防接種の充実や新型インフルエンザ等への対策
  - ・心の健康づくり、自殺予防対策として、精神保健事業の推進などによる予防事業
- 市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、「すこやか矢板21」を展開します。
- 緊急時や休日医療、広域的医療の体制整備等による地域医療の充実や、総合的な福祉医療の展開を図ります。
- 生活習慣病等予防対策に係る保健事業推進による国民健康保険制度運営の健全化、普及啓発を進めます。

### 目標指標

|                | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------|-----------|-----------|
| 特定検診受診率        | 33%       | 65%       |
| 特定保健指導実施率      | 18%       | 45%       |
| 国保療養諸費額(年1人当り) | 197,900円  | 195,000円  |

◇個別計画 [すこやか矢板21 (平成19年度～平成28年度)]

◇健診受診率、特定保健指導……40歳以上75歳未満の公的医療保険加入者を対象に、生活習慣病のもととなるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的とした健診制度。矢板市では国保被保険者を対象に実施しています。また、健診結果に基づき、生活習慣の改善を支援を目的とした保健指導のことを「特定保健指導」といいます。

◇国保療養諸費額……療養給付費・療養費・高額療養費・高額合算療養費等の合計額(医療費のうち保険者の負担する額)のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 保健予防の推進

生活習慣病の予防や早期発見、心の健康づくりを進めるため、各種健(検)診・予防対策の充実を図ります。

#### [基本施策]

- 保健予防の推進
  - 生活習慣病の予防対策
  - 各種健(検)診受診促進
  - 相談、教育体制の充実
- 精神保健対策推進
  - 精神障害に対する理解促進
  - 心の健康づくり促進
  - 自殺予防対策事業推進
- 感染症・難病等対策の推進
  - 予防接種事業の推進
  - 健診受診、意識啓発促進
  - 新型インフルエンザ対策推進

### ■施策2 健康づくりの推進

市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、「すこやか矢板21」を展開します。

#### [基本施策]

- 健康づくりの推進
  - 「すこやか矢板21」後期計画策定
  - 健康づくりに関する普及啓発の推進
  - 健康づくり推進体制の整備促進
  - 健康づくり実践活動の促進

### ■施策3 地域医療体制の充実

緊急時や休日医療、周辺市町との連携による広域的医療の体制整備や医療機関と連携したホームドクター制の普及など、地域医療の充実を図ります。

介護予防指針に基づく高齢者医療や地域福祉と連携した福祉医療の充実を図ります。

#### [基本施策]

- 医療体制の充実促進
  - 医療施設の充実
  - 休日、夜間及び救急医療の充実
  - 広域的な小児救急体制の充実
- 福祉医療(乳幼児、妊産婦など)の充実
  - 医療関係者の人材確保
  - 医師、保健師等との連携強化
  - 地域との連携促進

### ■施策4 保険医療制度の適正運営

各種健(検)診との連携による健康づくりを推進し、医療費の抑制による国民健康保険制度運営の健全化を図ります。

高齢者の医療制度とともに、制度の普及啓発を図ります。

#### [基本施策]

- 国民健康保険財政の健全性確保
  - 特定検診及び特定保健指導の充実
  - 口座振替推進
  - 収納率の向上
- 制度の普及啓発
  - 広報、イベント開催など各種情報提供



## 基本政策 2 子育て環境を充実します

### 現状と課題

- 核家族化の進行や、働く女性の増加、生活観の変化により、保育ニーズが多様化しています。
- 本市には、公立・私立あわせて8箇所の保育所・保育園があり、低年齢児・延長保育、休日保育、病後児保育など特別保育によるサービスの拡充や、子育てサロンなど地域子育て支援センターの充実に取り組んでいます。学童保育館においては、平日の開設時間延長や土曜日の開設などサービスの向上を図っています。また支援を要する家庭には、相談・支援体制の充実を図っています。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、子育てを地域で支える環境づくりや、子育てに対する親の不安や過度な負担の軽減・適切な支援などを図る必要があります。

### 計画の目標

- 地域における子育て支援サービスの充実や、各種相談体制・情報提供など、地域社会全体で支援する子育てにやさしい環境づくりを進めます。
- 保育サービスの充実や仕事と家庭・地域生活の両立支援など、安心して子育てできる生活環境の整備を進めます。
- 母子保健サービスや医療体制の整備、食育の推進など、母子保健の充実を図ります。
- 社会的養育体制の充実やひとり親家庭への自立支援など、支援を必要とする家庭に対し、施策の充実を図ります。

### 目標指標

|                     | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|---------------------|-----------|-----------|
| 特定保育利用者数(年延べ人数)     | 47名       | 75名       |
| 休日保育利用者数(年延べ人数)     | 189名      | 300名      |
| ファミリーサポートセンター事業 会員数 | 191名      | 290名      |
| 〃 活動件数(年延べ件数)       | 53件       | 200件      |
| 学童保育館設置数            | 7か所       | 8か所       |
| 乳幼児健診受診率            | 97%       | 100%      |

◇個別計画 [矢板市次世代育成支援対策行動計画(平成22年度～平成26年度)]

◇特定保育……保護者が労働や介護などで保育が出来ない場合に就学前児童を週に2～3日程度保育所等において保育することをいいます。

◇休日保育……休日に保育に欠ける児童を保育所等で預かることをいいます。

◇ファミリーサポートセンター事業……子育ての支援が必要な人と手助けしたい人が、それぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域での子育て支援をしていく仕組みのことです。(P37参照)

## 施策の展開

### ■施策1 地域で支える子育て環境づくり

地域にある社会資源等を活用し、情報提供や相談支援などを推進します。また、すべての子どもが地域で安心して過ごせるよう、様々な活動機会の提供や居場所づくりに努めます。

#### [基本施策]

- 子育て支援サービスの充実
  - ・子育て支援事業
  - ・ファミリーサポートセンター事業
- 相談・交流拠点の充実
  - ・地域子育て支援センター事業
  - ・子育てサロン
  - ・親子教室
- 交流・活動の場の充実
  - ・児童館活動支援事業
  - ・保育交流事業
  - ・学童保育館の整備充実
- 経済的支援の推進
  - ・子ども手当支給事業

### ■施策3 母子保健の充実

安心して子どもを産み育てることができ、母子ともに健康的な生活が送れるよう、保健・医療・福祉・教育各分野と連携を図るとともに、母子の心身の健康の確保を図ります。

#### [基本施策]

- 訪問・相談の充実
  - ・育児支援家庭訪問事業
  - ・こんにちは赤ちゃん事業
- 保育・教育での食育推進
  - ・幼・保・小学校連携による食育の推進
- 母子保健の推進
  - ・各種健康診査・相談事業
  - ・予防接種事業
- 経済的支援の推進
  - ・妊産婦、こども医療費助成事業

### ■施策2 安心して子育てできる生活環境の整備

子育てに対する親の不安等を軽減するため、保育事業の充実や仕事と家庭生活の両立支援などを推進し、安らぎを感じながら子育てできる環境を整備します。

#### [基本施策]

- 保育施設・環境の整備
  - ・保育施設整備事業
  - ・保育の質の向上
- 多様な保育ニーズへの対応
  - ・低年齢児保育の充実
  - ・一時預かり保育の充実
- 経済的支援の推進
  - ・保育料の軽減

### ■施策4 支援を必要とする家庭への施策の充実

養育力の不足している家庭やひとり親家庭および障がい児等家庭に対し、自立を促進するための経済的支援などを推進します。

児童虐待の防止等の対応を関係機関と連携し、地域全体で子どもを守る体制づくりに取り組みます。

#### [基本施策]

- 養育支援機能の充実
  - ・家庭児童相談室の充実
- 児童虐待防止対策の推進
  - ・要保護児童対策地域協議会の充実
- 子育て・生活支援の推進
  - ・保育所優先入所の推進
- 就業支援の推進
  - ・母子自立支援員による就業相談
  - ・母子家庭支援事業
- 経済的支援の推進
  - ・ひとり親家庭医療費助成事業
  - ・児童扶養手当支給事業

## 基本政策 3 地域福祉を充実します

### 現状と課題

- 高齢化の進行や、市民のライフスタイルの多様化等により、地域の連帯感や相互扶助精神の希薄化が進んでいます。それぞれの地域で住民同士が助け合いながら安心して暮らせるための地域福祉の充実が求められています。
- 本市では「矢板市社会福祉協議会」と連携し、民生委員児童委員やボランティアの育成・支援等を通じ、地域福祉の充実を図っています。社会情勢や市民のライフスタイルの変化により、地域の求める様々な福祉サービスに対応していくため、地域福祉の一層の充実を図る必要があります。

### 計画の目標

- 地域福祉を総合的に展開するための指針を策定し、地域福祉の充実を推進するとともに、市民の意識啓発を図ります。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア等との連携強化や拠点施設の整備、人材の育成などにより、地域福祉体制の充実を図ります。
- 低所得者やひとり親家庭などの、特に支援を要する家庭に対し、経済的自立に向けた支援を行います。

### 目標指標

|                  | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|------------------|-----------|-----------|
| 地域福祉計画           | —         | 策定        |
| 福祉ボランティア登録者数(総数) | 675人      | 750人      |

◇「地域福祉計画」とは、地域福祉を計画的、効率的に展開するための指針として策定する個別計画のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 地域福祉の展開

地域福祉を展開するための指針である「地域福祉計画」を策定します。

市民のボランティア活動などを促進し、地域福祉活動を支える人材の確保、意識の啓発を図ります。

#### [基本施策]

- 地域福祉の展開
  - 地域福祉計画の策定
  - ボランティアの育成、活動支援
- 福祉意識の高揚
  - 福祉教育の推進
  - 福祉意識啓発の推進

### ■施策2 地域福祉体制の充実

社会福祉協議会等の活動支援や連携の強化、拠点施設の整備、人材の育成などにより、地域福祉体制の充実を図ります。

#### [基本施策]

- 地域福祉体制の強化
  - 社会福祉協議会の活動支援
  - 民生委員児童委員の活動支援
  - 各種相談員の活動支援
- 地域福祉施設の整備
  - 地域福祉活動拠点施設の設置
  - 温泉センター施設の運営

### ■施策3 要支援者等への支援

低所得者やひとり親家庭など、支援を要する各家庭の実情に応じて、適切な援護・支援を行うと共に、社会的・経済的な自立を促進します。

#### [基本施策]

- 要支援者等への支援
  - 低所得者への自立支援プログラム活用
  - 生活保護制度の適切な運用



## 基本政策 4 高齢者福祉を充実します

### 現状と課題

- 日本では、世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成19年には高齢化率（65歳以上の方の割合）が21%を超え、5人に1人が高齢者という、超高齢社会を迎え、今後その傾向が進行する見込みです。本市においても、総人口が緩やかな減少傾向にある中で、高齢者は増加傾向にあり、特に75歳以上の人数が増加しています。
- すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康に生きいきと自立した豊かな生活を送れること、また、介護を要する状態となった時でも、人間として尊厳が保たれ、可能な限り自分らしい生活を送ることができる環境をつくる必要があります。

### 計画の目標

- すべての高齢者が地域のなかで健康で生きがいを感じながら充実した生活を送れるよう、多様な社会参加・交流機会の充実をはじめとした健康づくり、生きがいくりの支援を行います。また、高齢者の自立した日常生活を支えるため、総合的な支援を図ります。
- 高齢者にやさしいまちづくり、居住環境や仕組みづくりを推進するため、地域の福祉活動支援や連携、居住環境の充実などを図ります。
- 介護が必要にならないための介護予防や、要介護状態の軽減及び悪化防止のため、総合的な相談・支援等事業の充実や、要介護状態での生活支援サービスの充実を図ります。また、制度の適切な運営を図ります。

### 目標指標

|                  | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|------------------|-----------|-----------|
| 自主活動団体数 (老人クラブ等) | 24団体      | 26団体      |
| はつらつ館利用者数        | 4,300人    | 4,500人    |
| 介護予防教室開催数        | 83回       | 90回       |
| 認知症サポーター数        | 809人      | 1,400人    |
| 入所施設等事業所数        | 7箇所       | 12箇所      |

◇個別計画 [第4期矢板市高齢者プラン (平成21年度～平成23年度)]

◇認知症サポーター……認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活のさまざまな場面で認知症の人とその家族を見守り、支援する人 (サポーター) のことです。

◇入所施設等事業所……居宅での生活が困難な重度の介護を必要とする人のための施設で、「特別養護老人ホーム」、「老人保健施設」、「認知症高齢者グループホーム」、「有料老人ホーム」等の施設のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 高齢者の生きがいづくり等支援の充実

高齢者が健康で生きがいを感じながら生活できるよう、各種検診事業の推進や生涯スポーツ、老人クラブ等の活動支援やシルバー人材センター等の充実、世代間交流の促進等を図ります。また、日常生活支援の充実等を図ります。

#### [基本施策]

- 健康で質の高い生活づくり
  - ・保健事業の充実
  - ・生涯学習、スポーツの推進
  - ・老人クラブの活動支援
  - ・就労・社会活動機会の充実
  - ・世代間等交流促進
  - ・敬老事業の充実
- 日常生活支援の充実
  - ・生活支援サービスの充実
  - ・家族等介護者の支援
  - ・はつらつ館運営事業
  - ・安全確保事業の充実
  - ・保健福祉施設の活用
- 暮らしやすい住環境の整備
  - ・高齢者住宅の整備促進
  - ・住環境の整備推進

### ■施策2 介護保険事業の充実

介護予防、要介護者への生活支援サービス充実や制度の適正運営を図ります。

#### [基本施策]

- 地域支援事業の充実
  - ・介護予防施策の推進
  - ・包括的支援事業の推進
  - ・家族介護教室等事業の推進
- 介護サービスの充実
  - ・介護保険施設等の整備
  - ・地域密着型サービスの充実
  - ・居宅サービスの充実
- 制度の適正運営
  - ・制度の普及、啓発、相談体制の充実
  - ・介護保険適正化事業の推進



## 基本政策 5 障がい者福祉を充実します

### 現状と課題

- 身体や精神に障がいを持つ人の数は年々増加しています。高齢化の進行などにより、障がいの重度化や重複化の傾向にあり、本市では総人口の約4.8%の方が身体などに障がいを持って生活しています。これらの方が地域で自立した生活を送るため、矢板市障がい者相談支援センターの設置や自立訓練施設の活用等により、相談体制の充実や就労機会の創設支援を図っています。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、引き続き、障がいを持つ人の社会参加、就労機会の拡充を図る必要があります。

### 計画の目標

- 障がいを持つ人ができるだけ自立し、自由で平等な生活を送れるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいを持つ人に対する理解や協力、障がいを持つ人の健やかな成長を図ります。
- 障がいを持つ人が心豊かで充実した生活を送れるよう、様々な社会参加・参画を推進します。
- 障がいを持つ人が安心して生活を送れるようバリアフリーのまちづくりを推進します。

### 目標指標

|                      | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------------|-----------|-----------|
| 居宅サービス利用者数           | 112人      | 120人      |
| 就労支援施設利用者数(ワークスタかはら) | 3,380人    | 4,000人    |

◇個別計画 [第3次矢板市障がい者福祉計画(平成23年度～平成27年度)]

◇「居宅サービス」……障がいを持つ方が、自宅で受ける福祉・医療サービスのことです。

◇「就労支援施設」……障がいを持つ方の一般就労機会を拡大することを目的として、就労の訓練や就労機会を提供するための施設のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいを持つ人の生活の基礎となる家庭や地域で、できるだけ自立し、自由で平等な生活を送るために、保健・医療・福祉関連のサービス充実を推進します。

#### [基本施策]

- 障がい福祉サービス等の展開
  - ・障がい者手帳交付
  - ・障がい福祉サービスの充実
  - ・相談支援事業等充実
- 保健・医療サービスの充実
  - ・障がいの早期発見・治療
  - ・機能訓練充実
  - ・難病患者支援
  - ・専門人材育成

### ■施策2 障がい児教育と障がい者理解の体制づくり

地域社会において、障がいを持つ人が差別なく健やかな生活を送るために、障がい児の保育や教育の場の充実を図ると共に、市民の意識づくりを積極的に進めます。

#### [基本施策]

- 障がい児の教育環境整備
  - ・早期療育体制の充実
  - ・教育環境の整備
  - ・地域交流機会の提供
- 障がい者に対する理解促進
  - ・障がい者への理解促進
  - ・問題意識の啓発
  - ・地域福祉の推進

### ■施策3 自立と社会参加を支える環境づくり

障がいを持つ人が豊かで充実した生活を送るために、就労機会の充実や、スポーツ・文化・芸術などさまざまな地域社会活動への参加・参画を推進します。

#### [基本施策]

- 就労支援の推進
  - ・就労移行支援
  - ・就労継続支援
- 社会・地域活動の参画推進
  - ・スポーツ・文化・芸術活動参加推進
  - ・市政への参画促進
  - ・ボランティア育成活用

### ■施策4 障がい者が生活しやすいまちづくり

障がいを持つ人が安心して日常生活を送るために、移動や住居など生活の場におけるバリアフリー化の推進や防災・防犯対策を推進します。

#### [基本施策]

- 障がい者に対応したまちの整備
  - ・障がい者向け住宅の整備
  - ・公共施設のバリアフリー化推進
- 安心して生活できるまちづくり
  - ・防災、防犯対策の充実
  - ・権利擁護システムの周知促進





分野別計画

分野 2

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

基本政策 1 生涯学習を推進します

基本政策 2 学校教育を充実します

基本政策 3 市民文化を振興します

基本政策 4 生涯スポーツ活動を推進します

基本政策 5 青少年の健全育成を推進します

## 基本政策 1 生涯学習を推進します

### 現状と課題

- 生涯学習館や道の駅やいた、シルバー大学校北校を核としたその周辺の区域を「生涯学習ゾーン」（生涯学習の拠点）として、矢板、泉、片岡各地区の公民館とともに、生涯学習を推進しています。市民がふるさとに愛着と誇りを持ち、自分の住むまちを良くしようとする心を育てることや、市民一人ひとりがつながりあうまちづくりを進めるための仕組みや行政の推進体制、地域社会の形成等を図る必要があります。

### 計画の目標

- 市民が生きがいを持って生活ができるための力を身につけ、その成果が還元できるようなまちづくりを進めます。
- 市民が仲間とともに学び、共に高められることのできる地域づくりを進めます。
- 市民や団体、企業、行政のつながりを深めていきます。
- 市民が、住んでいる地域を自らの手で良くしようとするふるさと意識を高め、市民の力でまちづくりを進めます。

### 目標指標



◇個別計画 [矢板市生涯学習推進計画三期計画（平成23年度～平成27年度）]

◇「学校支援ボランティア」……保護者や地域の人々が連携し、ボランティアとして学校を支援することにより、学校と周辺地域の活性化を図ることなどを目的とした活動のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 学びのひろばの充実

市民が主体的に学習できる環境を整備します。

#### [基本施策]

- 各世代の教育を充実する
  - ・家庭教育の充実
  - ・乳幼児教育の充実
  - ・学校教育の充実
  - ・体験教育の充実
- 多様な学習機会を提供する
  - ・健康に生きるための学習機会充実
  - ・ふるさと大学の充実

### ■施策3 市民のつながりを強める

人と人がつながり合い潤いと活力に満ちたまちづくりを推進します。

#### [基本施策]

- 地域の連携支援
  - ・青少年健全育成の推進
  - ・NPOなど団体の育成支援
  - ・広報、広聴充実
- 公民館活動の支援
  - ・地域コミュニティ育成
  - ・交流活動の推進
  - ・住みよいまちづくり推進

### ■施策2 市民力の実践

市民が学んだ成果を地域社会で生かすことのできる環境を整備します。

#### [基本施策]

- 成果を生かす地域づくり
  - ・人材の発掘育成
  - ・成果発表、活躍機会充実
  - ・人材登録、活用システム構築
- 地域での活躍支援
  - ・団体、グループ支援
  - ・乳幼児教育の充実

### ■施策4 推進体制の充実

市民、行政が一丸となり生涯学習推進体制の充実を図ります。

#### [基本施策]

- 生涯学習の支援
  - ・情報収集、発信の強化
  - ・学習相談機能の充実
- 生涯学習社会の構築
  - ・社会教育施設の機能充実
  - ・生涯学習推進体制充実
  - ・職員力の向上

まちづくりの重点計画

いまでも健やかいきいき  
まちづくり一人ひとりの笑顔が輝く  
まちづくり豊かな自然を大切にする  
まちづくり安心・安全で快適に暮らせる  
まちづくり活力と活気にあふれる  
まちづくり市民と行政が一体となった  
まちづくり行財政基盤の安定した  
まちづくり

## 基本政策 2 学校教育を充実します

### 現状と課題

- 市内には、民間の幼稚園や保育園、市立の保育所、小中学校が各地区に設置されています。また、高等学校は、私立を含む3校が設置されています。少子化や市民のライフスタイルの多様化、国際化が進む中、次世代を担う子供たちに生きる力とふるさとに対する愛着の心を育てるため、学校教育の担う役割は一層重要となっています。
- 子供の成長過程に応じた教育の相談体制、親学習（親が学ぶ機会）の充実などに加え、特に幼児期においては、幼稚園・保育所（園）・小学校との連携等により、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進する必要があります。
- 小中学校教育においては、生きる力を育み、個性を伸ばす教育の実践、家庭・地域から信頼される開かれた学校づくり、特色ある教育の展開、教育環境の整備などを図る必要があります。これらに加え、大学や各種専門学校の誘致などによる多様な教育機会の提供等を図る必要があります。

### 計画の目標

- 幼稚園・保育所（園）・小学校の連携及び地域人材の活用による親学習（親の学ぶ機会）を充実します。
- 変化の激しい社会のなかで、生きる力を育み個性を伸ばす学校教育を実践します。
- 多様な高等教育の機会や情報の提供を行い、社会の多様化に対応できる人材を育成します。

### 目標指標

|                      | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------------|-----------|-----------|
| 外部人材の活用による授業、講座等の開催数 | 420回      | 500回      |
| 小中学校施設の耐震化率          | 51.2%     | 100%      |
| 図書貸し出し数(年一人当たり)小学校   | 25.3冊     | 30冊       |
| 〃 中学校                | 9.5冊      | 12冊       |

◇「外部人材」……「特色ある学校づくり」、「地域との連携による学校づくり」などを目的として、主に学校周辺地域の方やボランティアなど教職員以外で事業・講座を実施する人のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 教育委員会の充実

新たな施策を含め、スピード感のある教育施策の展開や、市民との協働による教育行政を推進します。

#### [基本施策]

#### ●教育施策の展開

- 各教育機関との連携強化
- 情報共有化のシステムづくり

### ■施策3 小中学校教育の充実

生きる力や個性を伸ばし、特色ある教育の展開、望ましい教育環境の整備を進めます。

#### [基本施策]

#### ●生きる力を育む教育の実践

- 学習指導要領に基づく教育の推進
- 体験活動の拡充
- キャリア教育の推進
- 読書活動の推進

#### ●信頼される開かれた学校づくり

- 学校運営体制の確立
- 教職員の意識改革と質的向上の取り組み
- 地域人材の活用
- 学校と家庭との連携
- 教職員の意識改革質的向上

#### ●特色ある教育の展開

- 小中一貫教育、小中連携の実践
- 地域資源活用による学校づくり

#### ●教育相談体制、親学習の充実

- 特別支援教育の充実
- いじめ、不登校等教育相談
- 保護者の学ぶ機会の提供
- 行政・学校・家庭との連携

#### ●教育環境の整備

- 情報教育の推進
- 学校図書館の充実
- 耐震化等の実施
- 小学校適正配置の検討

### ■施策2 幼児教育の充実

幼稚園・保育所(園)・小学校の連携、親学習(親の学ぶ機会)を充実します。

#### [基本施策]

#### ●教育相談体制の充実

- 幼稚園、保育所(園)での育児相談体制の充実
- 巡回教育相談の充実

#### ●親学習(親が学ぶ機会)の充実

- 子どもについて学ぶ機会の提供
- しつけなど幼児教育に対する啓発

#### ●教育内容の充実

- 幼稚園教育要領、保育指針に基づく幼児教育の充実

#### ●幼稚園・保育所(園)・小学校の連携

- 幼・保・小の情報交換会、交流研修会の実施

### ■施策4 高等教育の充実

多様な高等教育の機会や情報の提供を行います。

#### [基本施策]

#### ●多様な高等教育機会の提供

- 大学・各種学校に関する情報提供
- 高等教育機関の誘致推進
- 奨学金制度の普及

#### ●高等学校教育への支援

- 矢板東高等学校定時制生徒への活動支援



## 基本政策 3 市民文化を振興します

### 現状と課題

- 多様化する市民ニーズによる文化活動の支援として、体験型事業や、「矢板武塾」の運営、市文化祭、ともなり文芸祭りなどを開催していますが、一方で、歴史、伝統文化、芸能等を尊重する意識の低下や継承者の減少が進んでいます。市民の文化活動に対する育成・支援、発表の場の提供と充実により、活動の場を広げ、活性化を図る必要があります。
- 高原山黒曜石など、歴史的文化財の調査を進めています。貴重な文化財調査の成果を還元し、地域づくりに積極的に活用を図る必要があります。

### 計画の目標

- 様々な歴史的文化材の調査を進め、調査成果を有効に活用し、市民のふるさとに対する愛着心の高揚と、地域の顔づくりの資源として活用します。
- 民族芸能の活動支援や後継者育成を図ります。
- 芸術文化にふれる機会の充実、文化施設の充実を図り、市民文化活動や学習活動を支援します。

### 目標指標

|              | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|--------------|-----------|-----------|
| 郷土資料館展示資料数   | —         | 450点      |
| 文化祭出展数       | 458点      | 500点      |
| 文化会館自主事業開催回数 | 13回       | 15回       |

◇「文化会館自主事業」……矢板市文化会館において、矢板市が自主的に開催する文化関連事業のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 文化財の調査・保護・活用

高原山黒曜石など、歴史的文化財の調査・保護活動を進めると共に、民族芸能の伝承活動を支援します。

市民の歴史文化や文化財保護に対する理解や保護意識を高めると共に、地域づくりに積極的に活用します。

#### [基本施策]

- 文化財の保護活用
  - ・高原山黒曜石調査事業
  - ・郷土資料館整備、運営事業
- 民族芸能伝承活動の充実
  - ・民族伝承活動支援事業

### ■施策3 文化施設の充実

市民文化活動の拠点として、矢板市文化会館の機能充実を図ります。

#### [基本施策]

- 文化施設の充実
  - ・文化会館機能の充実

### ■施策2 市民文化の創造

市民が芸術文化に触れる機会の充実や活動団体に支援、指導者の育成支援などにより市民文化の振興を図ります。

#### [基本施策]

- 文化活動推進体制の充実
  - ・発表機会創設支援
  - ・指導者育成講座開催事業
- 市民文化の創造・振興
  - ・市文化祭開催
  - ・ともなり文芸祭り開催支援



## 基本政策 4 生涯スポーツ活動を推進します

### 現状と課題

- 市民の健康志向の高まり等に対応するため、主に矢板運動公園や体育館などの施設を活用し、たかはらマラソンを始め各種イベントの開催や教室、ニュースポーツの普及などに取り組んでいます。個人や団体のスポーツ活動機会拡充とレベルの向上を図るため、総合型地域スポーツクラブの設立や個人・団体の育成支援等を行っています。
- 高齢化の進行や余暇活動の充実、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、関係団体、個人の活動・育成支援、施設の機能拡充、中長期的な計画に基づく競技者の育成・強化や指導者の資質向上を図る必要があります。

### 計画の目標

- スポーツ教室やイベント等を充実させ、市民が身近にスポーツを親しめる環境づくりを進めます。
- 多様化・高度化する市民のニーズに対応したスポーツ・レクリエーション施設の機能を拡充します。
- 中長期的な計画に基づき、競技者の強化と指導者の資質向上を図ります。

### 目標指標

|              | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|--------------|-----------|-----------|
| スポーツ教室参加者    | 1,100人    | 1,200人    |
| たかはらマラソン参加者数 | 2,200人    | 2,500人    |
| 体育施設利用者数     | 291,000人  | 300,000人  |

## 施策の展開

### ■施策1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

様々な活動機会を提供するため、体育協会、総合型地域スポーツクラブなど関係団体への支援やスポーツ教室、イベント等の開催、ニュースポーツの普及を進めます。

#### [基本施策]

#### ●活動の振興

- 地域での活動推進
- 教室、イベントの充実
- ニュースポーツの普及振興
- 体育協会等関係団体、クラブの育成支援

### ■施策2 スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充

多様化・高度化する市民のニーズに対応するため、矢板運動公園や体育施設の維持・補修、整備を進めます。

#### [基本施策]

#### ●施設の整備

- 矢板運動公園の維持・補修、整備の推進
- 体育施設の維持・補修、整備の推進

### ■施策3 競技レベルの向上

中長期的な計画に基づき、競技者の育成・強化と指導者の資質向上を図ります。

#### [基本施策]

#### ●競技レベルの向上

- 体育協会加盟団体との連携による競技力向上対策
- スポーツカレッジ充実

まちづくりの重点計画

いまでも健ていきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 5 青少年の健全育成を推進します

### 現状と課題

- 少子化が進む中、市民生活の多様化、地域でのコミュニティ意識の希薄化等により、青少年の集団社会での適用能力やコミュニケーション能力、協調意識の低下などが見られます。各学校や公民館を活用し、家庭教育学級の充実や青少年の体験活動支援、ジュニアリーダーズによる地域や社会活動への参加などにより、社会貢献や活動への参加を通じて健全育成を進めていますが、今後とも、社会全体で次世代を担う青少年の健全な心を育てていくことに加え、生きる力を育てていく必要があります。

### 計画の目標

- 矢板市の将来を担う青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域が連携して子育て環境を向上します。
- 心豊かでたくましい青少年を育成するため、ボランティアや地域活動などへの参加を促進します。

### 目標指標

|                 | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-----------------|-----------|-----------|
| 心の教育推進事業実施地区数   | 27地区      | 40地区      |
| ものづくり・自然体験活動開催数 | 5回        | 10回       |



## 施策の展開

### ■施策1 青少年の健全育成

家庭教育の推進、地域育成体制の確立、家庭・学校・地域の連携など、青少年健全育成を推進する体制や地域づくりを進めます。

#### [基本施策]

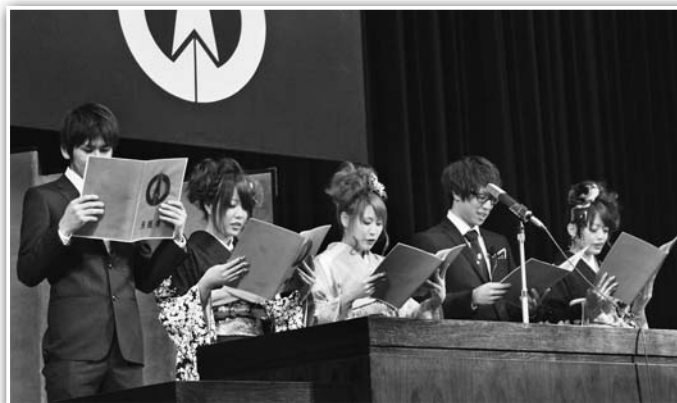
- **家庭教育の充実**
  - ・ 家庭教育学級の内容充実、参加者拡大
  - ・ 親子関係づくり支援
  - ・ 教育相談の充実
- **地域育成体制の確立、明るい地域づくり推進**
  - ・ 地域活動の推進
  - ・ 体験活動充実
  - ・ 子ども会活動支援
- **家庭・学校・地域の連携**
  - ・ 心の教育推進事業等の充実
- **地域環境の健全化推進**
  - ・ あいさつ運動
  - ・ 子ほめ運動
  - ・ 市少年指導センター活動連携
  - ・ 有害環境浄化活動

### ■施策2 青少年活動の促進

心豊かでたくましい青少年を育成するため、ボランティア、地域活動への参加促進や、次世代リーダーの育成を行います。

#### [基本施策]

- **社会参加の促進**
  - ・ ボランティア、地域活動参加促進、情報提供
  - ・ 青少年活動の交流
  - ・ 次世代リーダーの育成
- **社会参加活動支援**
  - ・ 民間企業・団体との連携
  - ・ 青少年育成市民会議の支援
- **生きる力を育む体験活動の推進**
  - ・ ものづくり・自然体験活動参加機会の提供





分野別計画

分野 3

豊かな自然を大切にすまちづくり

基本政策 1 循環型社会を形成します

基本政策 2 生活衛生環境を向上します

基本政策 3 上水道の安定供給を図ります

基本政策 4 生活排水処理を充実します

基本政策 5 河川環境の維持を図ります

## 基本政策 1 循環型社会を形成します

### 現状と課題

- 地球規模で自然環境を守っていく取組が進められている中、循環型社会の構築に向けた対策が一層重要となっています。本市は、雄大な高原山をはじめ緑豊かな大地や清流など、優れた自然環境を有しています。平成21年には「環境都市」として、この豊かな自然を市民・事業者・行政が一体となって大切にしていくことを広く宣言しました。限りある資源を有効に活用し、地球環境に優しい社会を構築するための仕組みづくりや施設の整備、市民意識の啓発などを図る必要があります。

### 計画の目標

- 環境の保全や循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の責務や役割などを明確にして、計画的に取り組んでいきます。
- 循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生抑制、再資源化、再利用化を進めます。
- 市民生活の身近な環境美化を進めるとともに、自然環境の保全と市民の安心安全な暮らしを守るため、公害の防止を図ります。

### 目標指標

|                 | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-----------------|-----------|-----------|
| 環境学習出前講座開催数     | 4回        | 15回       |
| リサイクル率 (再利用量)   | 16%       | 25%       |
| 住宅用太陽光システム設置補助数 | 42件       | 60件       |

◇個別計画 [矢板市一般廃棄物処理基本計画 (平成19年度～32年度)]

- ◇「環境学習出前講座」……市内の各種団体や企業等に対し、ごみに関する意識啓発を図ることを目的に開催する講座のことです。
- ◇「リサイクル率」……ごみの再資源化を表す指標です。  
(市町で処理したごみのうち、資源として再利用される量+集団回収量) / (収集量+直接搬入量+集団回収量)
- ◇「太陽光システム設置補助」……住宅用太陽光発電システムを設置する方に対しその設置費の一部を補助する矢板市独自の制度です。

## 施策の展開

### ■施策1 総合的な環境対策の推進

環境保全、循環型社会構築に向けて、総合的な指針を策定し、意識啓発活動の推進を図ります。

#### [基本施策]

- 総合的な環境対策の推進
  - ・計画的な対策の推進
  - ・環境管理システムの普及
  - ・意識啓発機会拡充
- 環境に対する意識向上
  - ・出前講座開設
  - ・環境学習の推進

### ■施策2 環境にやさしい社会の構築

廃棄物の発生抑制、資源化・再利用化の仕組みづくりや利用の促進を図ります。

#### [基本施策]

- リサイクルの促進
  - ・広域的なシステム構築
  - ・リサイクル拠点施設整備
  - ・分別システムの充実
- 省資源・省エネルギーの促進
  - ・ごみ減量化、資源化意識啓発
- 新エネルギーの利用促進
  - ・住宅用新エネルギー設備設置支援
  - ・新システム導入の検討・拡充

### ■施策3 地域環境の美化

地球環境にやさしく安心安全な暮らしを確保するため、水や大気に対する公害の防止や、環境の美化・整備を進めます。

#### [基本施策]

- 地域環境美化活動の推進
  - ・地域清掃活動の支援
  - ・沿道景観向上対策
  - ・畜犬等の適正管理
- 身近な水と緑の保全・創造
  - ・廃油石鹸づくり等による生活排水向上対策
  - ・身近な自然とのふれあい運動
- 公害の防止
  - ・監視体制の充実
  - ・通報・連携システム確立
  - ・発生源への指導体制整備

まちづくりの重点計画

いまでも健やかいきいきと暮らしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にすまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり



## 基本政策 2 生活衛生環境を向上します

### 現状と課題

- 近隣市町と広域行政組合を設立し、ごみやし尿など一般廃棄物の処理や斎場の管理などを行っています。ゴミの排出量は県内平均を下回っていますが、ごみ減量化・資源化の更なる推進のため、広域行政組合との連携により、安定的な処理体制の確保や不法投棄対策の強化などがを図る必要があります。
- 市内に長峰墓苑を設置し管理を行っていますが、残基数の減少に伴い、新たな需要への対応や維持管理体制の確立等を図る必要があります。

### 計画の目標

- 広域行政組合と連携しながら、各種処理・管理事業を適正に進めます。
- 市民ニーズの多様化等に応じて斎場・墓苑の適性管理に努めます。

### 目標指標



◇「市民一人当たりごみ排出量」 (市で処理したごみの総量+集団回収量) / 人口 / 365日

## 施策の展開

### ■施策1 廃棄物処理の適正化

広域行政組合と連携し、廃棄物の収集・処理体制等の充実、不法投棄の防止を図ります。

#### [基本施策]

- 廃棄物の適正処理
  - ・広域との連携による適正処理の確保
- ごみ処理体制の充実
  - ・ごみ処理施設の効率的運営
  - ・不法投棄監視体制の整備
  - ・指導啓発強化
- し尿処理の適正化
  - ・収集事業者との連携
  - ・適正処理推進



### ■施策2 斎場・墓苑の管理

広域行政組合と連携し、斎場の適正な管理運営を図ります。

市民ニーズに応じた墓苑の適正管理運営を行います。

#### [基本施策]

- 斎場の管理充実
  - ・広域との連携による斎場の管理充実
- 墓苑の管理充実
  - ・長峰墓苑の整備
  - ・長峰墓苑の管理



まちづくりの重点計画

いまでも健やかいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にすまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 3 上水道の安定供給を図ります

### 現状と課題

- 本市のほぼ全域を給水区域として、寺山ダムの表流水と各水源からの地下水を活用し、上水道の安定的な供給を図っています。
- 大規模地震や大雨などの自然災害、テロなど不測の事態における危機管理対策のため、水源の確保と整備、幹線管路のループ化等の整備と、施設機能の適切な維持・向上を図るため、石綿セメント管など老朽管や老朽施設の計画的な更新等を進める必要があります。

### 計画の目標

- 良質で安全な水を安定供給するため、水源の確保や整備を推進します。
- 災害対策、危機管理対策及び配水圧の適正化のため、幹線管路のループ化や配水管網の整備を推進します。
- 石綿セメント管など老朽管や老朽施設の更新を計画的に進めます。

### 目標指標

|                | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------|-----------|-----------|
| 上水道有収率         | 72.8%     | 79%       |
| 石綿セメント管更新率(累計) | 61.3%     | 80%       |

◇「有収率(年間)」……総有収量(料金収入の対象となる水量)／総配水量(配水地から配水した水量)

## 施策の展開

### ■施策1 上水道の安定供給

良質で安全な上水道を安定供給するため、水源の確保、配水管網整備、危機管理対策を進めます。

#### [基本施策]

- **水源の確保と整備**
  - 水源の調査、整備推進
  - 地下水源の整備推進
  - 安定した水質の確保
- **配水管網の整備**
  - ループ化の効率的推進
  - 管理システムの拡充
- **危機管理対策**
  - 耐震化推進

### ■施策2 老朽施設の更新

老朽施設の計画的な更新を進めます。

#### [基本施策]

- **老朽管の更新**
  - 石綿セメント管等老朽管の更新推進
- **老朽水源の更新**
  - 既存井戸、浄水施設、設備等の更新推進



まちづくりの重点計画

いまでも健でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にすまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 4 生活排水処理を充実します

### 現状と課題

- 良好な生活環境の向上を図るため、市街地の生活排水処理対策として公共下水道の整備を推進し、平成22年度までに市街地のおおむね60%の区域について整備を完了しました。また並行して農業集落排水事業や合併浄化槽設置支援などにより、生活排水の適正処理による公共用水域の水質向上を図ってきました。
- 市街地の健全な発展と、公共用水域の更なる水質向上を図るため、公共下水道等整備の推進が必要です。また、施設の安定的・効率的な運用を図るため、大規模地震に対応した処理施設の整備・改修、老朽箇所の計画的な更新等を進める必要があります。

### 計画の目標

- 下水道の適正な処理を行うため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。
- 衛生的で快適な日常生活を確保するため、公共下水道の接続利用を促進します。
- 処理施設の安定的、効率的運用を図るため、施設の計画的な整備、更新を図ります。

### 目標指標

|                | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------|-----------|-----------|
| 公共下水道整備面積 (累計) | 365ha     | 390ha     |
| 浄化槽設置人口 (累計)   | 4,900人    | 6,300人    |

- ◇「公共下水道の整備面積」 公共下水道が使用可能な区域の面積の総計のことです。
- ◇「浄化槽設置人口」 合併浄化槽設置基数×(3人/基)で算出します。



## 施策の展開

### ■施策1 公共下水道の整備、 利用促進

下水道の適正な処理を行うため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。

#### [基本施策]

- 公共下水道の推進
  - ・公共下水道事業の整備推進
  - ・公共下水道への接続促進
- 農業集落排水の利用促進
  - ・農業集落排水への接続促進
- 合併浄化槽の設置促進
  - ・合併浄化槽の設置促進

### ■施策2 施設の適正更新

処理施設の安定的、効率的運用を図るため、施設の計画的な整備、更新を図ります。

#### [基本施策]

- 管路の維持・更新
  - ・地下水流入調査
  - ・管路更新計画の検討
- 処理場の整備・更新
  - ・長寿命化対策推進
  - ・施設効率化の推進

まちづくりの重点計画

いまでも健ていきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にすまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 5 河川環境の維持を図ります

### 現状と課題

- 市内には、栃木県の管理する1級河川が18本あり、それらの支流などの河川が多数流れています。台風など大雨による大規模な災害に対応するため、栃木県と連携し河川の整備を促進しています。あわせて、市街化の進展による都市内の冠水被害に対応するため、塚原川や新堀川などの準用河川や普通河川、道路の側溝整備の整備により、雨水排水処理を進めています。
- 近年、不安定な気象状況により、特に夏場のゲリラ豪雨の増加などに対応するため、県などと連携による主要河川の整備促進を図ると共に、市民生活への憩いの場として、水に親しめる河川環境の整備と自然の水辺空間の適切な保全を図る必要があります。

### 計画の目標

- 栃木県と連携し、1級河川の改修を促進します。
- 主要な河川の整備を推進します。
- 河川の継続的な保全を図ります。

### 目標指標

|                 | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-----------------|-----------|-----------|
| 市管理主要河川整備率 (累計) | 65%       | 70%       |
| 河川愛護団体活動実施回数    | 45回       | 65回       |

- ◇「主管理河川整備率」 市管理の準用河川及び普通河川の全延長に対する整備済延長の割合です。
- ◇「河川愛護団体活動」 矢板市河川愛護会による河川環境の美化・清掃活動のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 治水対策の推進

栃木県と連携し、相互の役割分担のもと、河川の性格的な整備を推進します。

#### [基本施策]

- 主要河川の整備促進
  - ・県管理河川整備促進
  - ・準用河川整備推進
- 普通河川整備推進
  - ・片岡地区排水対策
  - ・普通河川整備推進

### ■施策2 河川環境の維持・整備

市民とともに日常生活に身近な水辺空間の環境向上を図ります。

#### [基本施策]

- 河川愛護活動の普及啓発
  - ・河川愛護活動推進
- 優れた水辺の維持保全
  - ・多自然型川づくりの推進



まちづくりの重点計画

いまでも健でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にすまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり



分野 4

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

基本政策 1 定住基盤整備を推進します

基本政策 2 道路網の整備を推進します

基本政策 3 公共交通機能を充実します

基本政策 4 公園整備を推進します

基本政策 5 日常生活の安心を確保します



## 基本政策 1 定住基盤整備を推進します

### 現状と課題

- 本市の市街地は、JRの2つの駅を中心に広がっています。これまで、特に用途地域を中心に土地区画整理事業や都市計画道路の整備事業などにより、良好な定住基盤の整備を進めてきました。
- 少子化、核家族化の進展、多様化するライフスタイルなどにより、市民の求める市街地環境も大きく変化してきています。これら状況に的確に対応するため、市街地内の住・商・工のバランスを適切に配置するとともに、市街地周辺の自然環境と調和のとれた良好な市街地を形成するため、長期的計画に基づき、市街地の整備、開発、誘導を進めていく必要があります。

### 計画の目標

- 土地利用計画の総合的な指針である都市マスタープランに基づき、市街地整備事業や地区計画制度、開発許可制度の活用などによる民間開発を適切に誘導し、本市の恵まれた自然環境と調和のとれた良好な市街地形成を図ります。
- 計画的な土地利用の推進のため、地籍調査事業の推進、地価調査など諸手続きの適正化を図ります。

### 目標指標

|                   | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-------------------|-----------|-----------|
| 都市マスタープランの策定 (改定) | —         | 完了        |
| 市街地整備面積 (累計)      | 156ha     | 200ha     |
| 地籍調査達成率 (累計)      | 19.09%    | 24%       |

- ◇「都市マスタープラン」 土地利用計画など市の都市づくりの指針として策定する計画。(P41参照)
- ◇「市街地整備区域」 新たな市街地形成を目的とした整備で、都市計画法に基づく「土地区画整理事業」や「地区計画」の実施区域、用地地域周辺の大規模民間開発により整備された区域のことです。
- ◇「地籍調査」 一筆ごとの土地の所有者、地目、境界(筆界)及び地積に関する測量などについて調査を行うもので、調査結果は登記所の登記記録に反映されます。

## 施策の展開

### ■施策1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用の推進を図るため、その指針となる計画を策定し、整備開発、保全を行います。

国土の適正な利用増進を図るため、地籍調査事業を推進します。

#### [基本施策]

- 計画的な土地利用の推進
  - ・法令に基づく土地利用の適正運用（国土利用計画法の届出制度）
  - ・都市マスタープランの策定（改定）
- 国土の適正な利用増進
  - ・地籍調査事業の推進

### ■施策2 良好な市街地の形成

長期的な計画に基づく市街地の形成を促進するため、土地区画整理事業など市街地整備を推進します。

地区計画制度や開発許可制度、良好な市街地形成のための支援制度などを活用し、民間開発を適正に誘導します。

#### [基本施策]

- 市街地整備の推進
  - ・土地区画整理事業の整備促進
  - ・片岡地区市街地整備事業
  - ・市街地の商店街づくり支援事業
- 市街地の適正誘導
  - ・地区計画の導入促進
  - ・民間開発の誘導

### ■施策3 住宅の質的向上

多様化する市民ニーズにこたえるため、市営住宅を適切に配置するとともに、安全性に配慮した住宅の立地や新たな住宅建設の支援・誘導を図ります。

#### [基本施策]

- 住宅の質的向上
  - ・住宅マスタープラン策定（改定）
  - ・優良住宅立地促進事業
  - ・住宅取得者支援事業
- 市営住宅の適正配置
  - ・公営住宅の適正配置

まちづくりの重点計画

いまでも健でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にしているまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 2 道路網の整備を推進します

### 現状と課題

- 本市には、国道4号や東北自動車道、主要地方道路矢板那須線など広域幹線道路が縦貫しています。これら道路の機能拡充のため、関係機関との連携により、国道4号バイパス（片岡地区）や主要地方道矢板那須線バイパス整備を進めています。また、これら広域幹線道路間を接続する都市計画道路木幡通り等の整備を積極的に進めています。市民生活の利便性向上のため、引き続き広域幹線道路やそれらとネットワークを構築する幹線市道の整備を計画的に進めていく必要があります。
- 市内の既存道路のなかには、高度経済成長期に整備した道路も多く、これら既存道路の老朽化への対応や、高齢社会にも対応した道路規格の更新等を計画的に進めていく必要があります。

### 計画の目標

- 都市マスタープランなど土地利用計画に基づき、国や県と連携し、広域的な幹線道路の整備促進とともに、広域幹線道路と機能的に接続する幹線市道の整備を計画的に推進します。
- 老朽化した施設の更新や、景観の向上、高齢社会に対応したバリアフリー化などを計画的に推進します。

### 目標指標

|                     | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|---------------------|-----------|-----------|
| 広域幹線道路(国県道)整備延長(累計) | 3,840m    | 10,700m   |
| 市道(2車線以上)整備延長(累計)   | 73,679m   | 75,700m   |
| 都市計画道路整備率(累計)       | 61%       | 70%       |
| 道路維持活動実施回数          | 10回       | 12回       |

#### ◇「広域幹線(国県道)」の整備について

・整備予定区間：国道4号4車線化 主要地方道矢板那須線バイパス化県道下河戸・片岡線塩谷・喜連川線 等

◇「道路維持活動」 地域住民による道路の維持補修や美化に関する活動のなかで、矢板市独自に進める「道路里親制度」や「道ぶしん制度」などのことです。

## 施策の展開

### ■施策1 広域幹線道路の充実

大都市等との交流基盤強化を図るため、関係機関と連携し、広域幹線道路の整備を促進します。

#### [基本施策]

- 東北自動車道の整備促進
  - ・関係機関との連携による拡幅整備の促進
  - ・スマートインターチェンジ設置に向けた調査研究
- 国県道の整備促進
  - ・国道4号の整備促進
  - ・国道461号の整備促進
  - ・(主)矢板那須線バイパスの整備促進

### ■施策2 都市内幹線道路の整備

地域間の連絡強化と市民の利便性向上のために、都市計画道路や幹線道路の整備を進めます。

#### [基本施策]

- 幹線道路の整備推進
  - ・都市計画道路、幹線道路の整備推進
- 道路ネットワークの確立
  - ・道路網計画の策定による計画的な整備推進

### ■施策3 生活道路の整備

安心安全な市民生活を確保するために、生活道路の維持・更新を計画的に進めます。

#### [基本施策]

- 生活道路機能の向上
  - ・橋梁の長寿命化対策
  - ・バリアフリー化の推進
  - ・交通危険箇所の改修
- 道路環境の向上
  - ・地域との連携による景観向上
  - ・補修活動の支援

まちづくりの重点計画

いまでも健でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 3 公共交通機能を充実します

### 現状と課題

- 鉄道は、JR宇都宮線に矢板駅、片岡駅の2つの駅があり、両駅とも多くの市民や近隣市町の住民に利用されています。矢板駅では、構内のバリアフリー化のためエレベーターの設置が完了しています。
- 多様化する市民ニーズや利便性の向上、また省資源社会を目指して車型社会からの転換を図るため、市民生活の移動手段として、公共交通機関の機能充実を図る必要があります。
- 市営バスは、平成20年度に経路を一部変更しましたが、ライフスタイルの変化や、高齢社会の進行などにより、利用者が減少傾向にあります。市民の日常生活を支援する手段として、これらに対応した市営バスの運行を図る必要があります。

### 計画の目標

- 広域的な交通手段であるJR宇都宮線の機能拡充のため、片岡駅の橋上駅化、バリアフリー化、利便性向上のため駅西広場を始め関連施設整備を推進するとともに、多様な市民ニーズに即した運行形態を把握し、関係機関への要請を行います。
- 市民の日常生活を支えるため、市内の公共交通手段として市営バスを適正に運行します。

### 目標指標

|                      | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------------|-----------|-----------|
| 片岡橋上駅整備事業            | —         | 完了        |
| 片岡駅西広場整備事業(西口広場、駐車場) | —         | 完了        |
| 市営バス乗車人数             | 12,696人   | 13,000人   |

◇「片岡橋上駅・片岡駅西広場整備事業」 JR宇都宮線片岡駅の西口周辺部を中心として、駅東西の歩行者自由通路及び橋上駅や西口広場、駐車場などを新設する事業です。(P40参照)

## 施策の展開

### ■施策1 広域公共交通の機能拡充

広域的な交通手段としてJR宇都宮線の機能拡充を図ります。

#### [基本施策]

- **拠点施設の利便性向上**
  - 片岡駅橋上駅化事業の推進
  - 駅周辺関連施設の整備推進
  - アクセス道路の整備推進
  - 矢板駅橋上駅化に向けた調査研究
  - バリアフリー化の推進
- **運行の利便性向上**
  - ダイヤ充実の要望



### ■施策2 市内公共交通の充実

市民の日常生活を支えるため、市内の公共交通手段として市営バスを適正に運行します。

#### [基本施策]

- **市営バスの運行**
  - 運行経路の適正化
  - 車両の適正化
- **連携体制の確保**
  - 地域公共交通会議の運営



まちづくりの重点計画

いまでも健ていきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にしているまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり



## 基本政策 4 公園整備を推進します

### 現状と課題

- 北部一帯には、高原連峰（日光国立公園区域の一部）、八方ヶ原など自然豊かな森林が本市有数の景勝地として連なります。市街地の周辺には、つつじの名所である長峰公園をはじめ、歴史的文化史跡でもある川崎城跡公園、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点である矢板運動公園があり、市民による公園整備や清掃・花植え等美化活動により、市民の憩いの場として良好な空間が整備されています。
- 自然景勝地の適正な維持、保全を図るとともに、市街地周辺の都市公園は、防災機能をはじめ、市街地周辺の貴重な公共空間として、市民の交流、防災、スポーツ・レクリエーション、観光振興などにも対応した機能の拡充を図る必要があります。

### 計画の目標

- 高原連峰や八方ヶ原など緑豊かな景勝地を、自然との交流や観光振興の拠点として機能拡充・保全を図ります。
- 長峰公園や川崎城跡公園など都市公園を、市民の交流、憩いの場として整備すると共に、防災機能の拡充を図ります。
- 市民生活に身近な緑を守るため、里山の保全などを図ります。

### 目標指標



## 施策の展開

### ■施策1 公園緑地の整備・保全

高原連峰など緑豊かな景勝地を、自然との交流や観光振興の拠点として機能拡充・保全を図ります。

長峰公園や川崎城跡公園など総合公園を、市民の交流、休憩、防災機能の拡充など整備を図ります。

#### [基本施策]

#### ●緑の保全

- ・八方ヶ原の環境向上
- ・里山林等の保全

#### ●公園緑地の整備

- ・長峰公園整備の推進
- ・街区公園整備の推進

### ■施策2 身近な緑の整備・保全

市民生活に身近な緑の確保と保全を図ります。

#### [基本施策]

#### ●身近な緑の創設

- ・身近な緑の保護、活用
- ・住宅地の緑の確保
- ・生垣設置支援制度の推進
- ・開発許可制度の運用



まちづくりの重点計画

いまでも健康いきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 5 日常生活の安心を確保します

### 現状と課題

- 本市は、自然災害に対し比較的安全性の高い都市ですが、特に夏場のゲリラ豪雨をはじめ、自然災害の形態は年々多様化、大規模化する傾向にあります。これら不測の事態にも対応した防災等体制の確立のため、緊急時における住民への情報伝達手段の拡充や、救急・救助体制の確保、大型地震を想定した公共施設の整備、ライフラインの確保などを図る必要があります。
- 市内の犯罪件数や交通事故は概ね減少傾向にありますが、なりすまし詐欺など新たな消費生活トラブルへの対策や、高齢者の増加が進む中、交通安全対策の推進等を図る必要があります。

### 計画の目標

- 消防・防災資機材等の整備、常備・非常備消防連携強化などによる消防施設・機能の強化、同報系防災行政無線の整備による地域防災体制の強化を図ります。
- 災害時の救急・救助体制確保などにより、救急体制の充実を図ります。
- 学校など公共施設、道路橋梁や上下水道施設などライフラインの耐震化を進めます。
- 交通危険箇所の整備や交通安全教育の充実などにより、交通の安全対策を推進します。
- 防犯抑止のパトロール、防犯灯の設置や、相談窓口の強化などにより、犯罪の起きにくい環境をつくります。

### 目標指標

|                | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------|-----------|-----------|
| 消防器具置場更新数 (累計) | 18か所      | 22か所      |
| 同報系防災行政無線整備    | —         | 完了        |
| LED防犯灯設置数 (累計) | 2灯        | 100灯      |
| 交通安全教室開催数      | 201回      | 210回      |
| 消費者教育講座等受講者数   | 127人      | 200人      |

◇個別計画 [矢板市地域防災計画 (平成18年度～)]

◇「同報系防災行政無線整備」 非常時の緊急情報の伝達方法として、デジタル系同報システムを利用した防災無線のことです。

◇「LED防犯灯」 各行政区で管理する防犯灯について、エネルギー効率のいいLED防犯灯の設置費の支援を行うものです。

## 施策の展開

### ■施策1 消防・防災・救急体制の確立

消防・防災対策の推進、地域防災体制の強化、救急体制や防災計画の充実を図ります。

#### [基本施策]

- 消防・防災対策の推進**
  - ・消防・防災資器材等の整備
  - ・常備・非常備消防の連携強化
- 地域・防災体制の強化**
  - ・国・県・関係機関との連携
  - ・同報系防災行政無線の整備
  - ・自主防災組織育成・支援
- 救急体制の充実**
  - ・災害時救急救助体制確保
  - ・高規格救急車の配備
  - ・救急救命士の養成
  - ・ドクターヘリの活用
- 地域防災計画等の充実**
  - ・地域防災計画及び国民保護計画の充実・周知

### ■施策2 災害に強いまちづくりの推進

公共施設の耐震化、避難場所・避難路の充実や危険箇所の周知を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

#### [基本施策]

- 公共施設の防災機能強化**
  - ・公共施設耐震化推進
  - ・オープンスペース確保
  - ・狭あい道路解消
- ライフラインの確保**
  - ・市道橋梁の長寿命化対策
  - ・上水道ブロック化推進
  - ・下水道長寿命化対策
- 避難場所・経路の確保**
  - ・避難場所施設整備、経路把握
  - ・防災ハザードマップ周知
  - ・備蓄用品確保
- 危険防止対策**
  - ・危険箇所監視機能の向上
  - ・急傾斜地等の改修

### ■施策3 交通・防犯対策、消費生活の向上

交通危険箇所の改善などにより、交通の安全を確保します。  
防犯抑止体制の強化などにより、犯罪の起きにくい環境をつくれます。  
消費生活相談の充実・消費者団体の活動支援などにより、消費生活の向上を図ります。

#### [基本施策]

- 交通安全対策**
  - ・交通安全教室の開催
  - ・交通安全施設等整備
  - ・交通安全運動実施
  - ・高齢者の事故防止
- 防犯対策**
  - ・防犯体制充実
- 消費生活の向上**
  - ・啓発出前講座
  - ・相談窓口充実
  - ・消費者団体活動支援

まちづくりの重点計画

いまでも健やかいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にしているまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり



分野別計画

**分野 5** 活力と活気にあふれるまちづくり

**基本政策 1** 商業・サービス業を振興します

**基本政策 2** 工業を振興します

**基本政策 3** 農業を振興します

**基本政策 4** 林業を振興します

**基本政策 5** 観光を振興します



## 基本政策 1 商業・サービス業を振興します

### 現状と課題

- 市街地や幹線道路の整備の進展とともに、店舗の大型化や郊外への進出が進んでいます。また、大型店間の低価格競争に加え、宅配・通販型購入の増加による購買形態の変化により、中心市街地の空洞化が進行しています。商工会・商店会などの関連団体と連携し、商業全般の活力向上対策を進める必要があります。
- 商業・サービス業全体の底力を強化するため、異業種との連携などによる集客力の強化を図る必要があります。

### 計画の目標

- やいたブランド認証・開発支援などにより、商業関連品目の競争力を強化します。
- 「道の駅」や「山の駅」などの交流拠点施設を活用し、積極的にPRを図ります。
- 商工会・商店会との連携により、中心市街地の商業振興事業支援、空き地、空き店舗の活用事業支援を行います。

### 目標指標

|                   | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-------------------|-----------|-----------|
| やいたブランド認証品数(累計)   | —         | 30品       |
| 空き地・空き店舗の活用支援(累計) | —         | 20件       |

◇「やいたブランド」 環境に配慮した低農薬・低化学肥料栽培による農産物や地域資源・伝統に培われた食品・工芸品などを「やいたブランド」として認証する制度のことです。(P42参照)

## 施策の展開

### ■施策1 商業活動支援事業

特に中小企業・商店の経営基盤強化のため、ブランド開発支援、新規起業者の支援、商業活性化支援事業などを行います。

#### [基本施策]

- ブランド開発支援
  - ・やいたブランド認証、新商品開発支援
- 商業活動支援事業
  - ・新規起業者支援・育成
  - ・商店街活性化支援事業
  - ・新市街地への商業機能集約促進
  - ・商工会との連携推進

### ■施策2 中心市街地活性化

中心市街地の商業振興を図るため、商工会・商店会と連携し、きれいで特色ある商店街づくりをめざし、観光、農林業との連携によるイベント開催、空き地、空き店舗の活用支援などを行います。

#### [基本施策]

- 中心市街地活性化への支援
  - ・中心市街地活性化の推進
  - ・道の駅やいたとの連携支援
- 特色ある商店街の形成支援
  - ・空き店舗等活用支援



#### やいたブランド認証マーク



やいたブランド

食品以外のもの(黒)



やいたブランド

食品係(赤)

まちづくりの重点計画

いまでも健ていきいきしている  
まちづくり

一人ひとりの笑顔が輝く  
まちづくり

豊かな自然を大切にする  
まちづくり

安心・安全で快適に暮らせる  
まちづくり

活力と活気にあふれる  
まちづくり

市民と行政が一体となった  
まちづくり

行財政基盤の安定した  
まちづくり

## 基本政策 2 工業を振興します

### 現状と課題

- 国内有数の大手電機企業が早川町に立地し「モノづくりのまち」のけん引役となっており、市内には多くの関連企業があります。矢板インターチェンジに近接した矢板南産業団地には、現在8社が操業しています。国際競争が激化し、国内外で工場再編なども行われている中、本市工業の更なる活性化のため、既存の企業を支援するとともに、矢板南産業団地への企業誘致を推進する必要があります。

### 計画の目標

- 矢板南産業団地に各種成長産業の集積を図ります。
- 農林業や商業などの異業種間と連携を図り、製造品の競争力強化を図ります。
- 中小企業への経営・技術開発支援などにより、時代の変化に対応できる力強い企業の育成を図ります。

### 目標指標



## 施策の展開

### ■施策1 企業誘致の推進

交通アクセスの良さ、災害の少なさなど地理的優位性、奨励制度などの優遇策を積極的に情報発信し、矢板南産業団地への誘致を推進します。

#### [基本施策]

#### ●企業誘致の推進

- 企業誘致推進
- 新規就労支援

### ■施策2 企業の支援・育成

経営に関する支援、産学官による技術開発支援、異業種との連携によるブランド品の開発支援、起業者・勤労者の支援などにより、新たな時代に対応した企業の支援・育成を推進します。

#### [基本施策]

#### ●企業の支援・育成

- 産学官共同研究支援
- 企業間連携支援
- ブランド品開発支援
- 融資制度の推進
- 地場産業販売促進支援

#### ●人材の支援・育成

- 起業者の支援・育成
- 勤労者福祉の向上
- 新規就労の支援
- 後継者育成支援



まちづくりの重点計画

いまでも健ていきいきしている  
まちづくり一人ひとりの笑顔が輝く  
まちづくり豊かな自然を大切に  
まちづくり安心・安全で快適に暮らせる  
まちづくり活力と活気にあふれる  
まちづくり市民と行政が一体となった  
まちづくり行財政基盤の安定した  
まちづくり

## 基本政策 3 農業を振興します

### 現状と課題

- 本市農業は、肥沃な大地と豊富な水に恵まれ、水田を中心とした経営が推進されています。従事者の減少や高齢化が進む中、輸入品の拡大や消費量の低迷により国内自給率は低下する一方、高品質・高付加、環境への配慮など、消費者のニーズは多種・多様化しています。本市の基幹産業として安定化・活性化を図るため、経営・生産基盤の強化、高品質・高付加価値品目の開発、異業種・近隣市町との連携、環境への負荷軽減などを進める必要があります。

### 計画の目標

- 認定農業者への育成支援や集落営農の組織化、新規就農支援など、地域の担い手育成・確保を図ります。
- 地域の特性を生かした特産品や、消費者の求める高品質で安心・安全な生産品の開発を支援します。
- 地域の実情に応じた生産基盤の整備や農地の利用集積など、環境にやさしい農業を推進します。
- 都市住民等との体験交流の拡充と、本市の優れた特産物の情報発信により、活性化を図ります。

### 目標指標

|                              | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| ほ場整備面積 (累計)                  | 1,944ha   | 1,980ha   |
| 体験交流参加者数 (棚田・そばオーナー、お試しの家)   | 130人      | 180人      |
| 道の駅利用者数                      | —         | 120,000人  |
| エコファーマー認定数 (累計)              | 142経営体    | 180経営体    |
| 認定農業者数 (累計)                  | 145経営体    | 160経営体    |
| 農用地利用集積率 (累計)                | 37.6%     | 50%       |
| 重点作付面積 (累計)                  |           |           |
| ・ 飼料用作物 (飼料用米・WCS用稲)         | 57ha      | 110ha     |
| ・ 主要園芸5品目 (イチゴ・春菊・トマト・うど・ねぎ) | 44ha      | 50ha      |

- ◇「エコファーマー」 持続性の高い農業生産方式（土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者のことです。
- ◇「認定農業者数」 効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者の方で、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことです。
- ◇「農用地集積利用率」 農用地全体面積に占める認定農業者等担い手への農用地利用集積面積の割合のことです。
- ◇「重点作付面積」 農用地に占める重点品目の作付面積。

## 施策の展開

### ■施策1 農業経営支援

地域ごとの担い手を育成・確保し、営農活動の継続化支援や、安心安全で、付加価値の高い農産物を生産します。

#### [基本施策]

- 担い手育成体制の強化
  - ・農業経営改善支援
  - ・新規就農者支援
  - ・集落営農組織対策
- 特産品開発支援
  - ・特産品、ブランド品等の開発支援
  - ・「多様な米作り」推進

### ■施策2 消費者の要望に応える農産物の生産振興

生産品目の多様化を図るため、特色ある園芸や畜産の振興支援を行います。

#### [基本施策]

- 園芸作物の振興
  - ・栽培技術の向上支援
  - ・販売推進の強化支援（JA）
- 畜産の振興
  - ・飼料米作付拡大
  - ・WCS用稲作付拡大
  - ・優良素牛導入事業
  - ・畜産環境総合整備事業

### ■施策3 環境にやさしい農業の確立

エコファーマー育成・支援、耕畜連携など循環型社会における環境に配慮した農業の確立を進めていきます。

#### [基本施策]

- 環境に配慮した農業の推進
  - ・良質堆肥の有効利用促進
  - ・低農薬、低化学肥料栽培の推進
  - ・エコファーマー育成支援
- 農業農村の環境保全
  - ・農地・水保全管理対策推進
  - ・農業用施設長寿命化促進

### ■施策4 生産基盤の整備

ほ場整備や農道等生産基盤の整備推進と、農地の利用集積の促進を図ります。

#### [基本施策]

- 農業生産基盤の整備
  - ・中山間活性化整備事業（ほ場整備事業 農道・用排水路整備事業）
- 農地の集積化
  - ・認定農業者等への利用集積
  - ・耕作放棄農地の解消・活用

### ■施策5 農業農村の活性化

周辺市町との広域的ネットワークや、都市との交流・体験事業、拠点施設の活用などにより、農村地域の活性化と、本市の優れた農産物の積極的な情報発信により、活性化を図ります。

#### [基本施策]

- 都市との交流強化
  - ・グリーンツーリズム事業の充実
  - ・農業体験（お試しの家、体験農園整備）
- 情報発信拡充
  - ・道の駅やいた運営事業
  - ・広域連携事業
  - ・地産地消、食育の推進

まちづくりの重点計画

いまでも健ていきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり



## 基本政策 4 林業を振興します

### 現状と課題

- 本市区域の6割を占める豊富な森林を活用した林業は、かつては本市の基幹産業でしたが、木造住宅着工戸数の減少や輸入材の増加等により、国内の需要は低下しています。
- 地球環境保全の意識向上から、自然生態に配慮した環境林が見直されています。
- 観光機能を併せ持つ森林の公益的機能向上、間伐材の有効利用などを進めるとともに、多様化する消費者ニーズに対応する高品質材の生産や異業種間との連携などにより、競争力の向上を図る必要があります。

### 計画の目標

- 生態系に配慮した森林づくりに取り組むとともに、観光との連携により、森林の持つ「憩い・レクリエーション空間」としての機能を拡充して、森林の多面的な活用を進めます。
- 林業の生産性向上のため、林業基盤の整備を進めるとともに、工業・商業と連携し、高品質材の生産など林産物の付加価値化、ブランド化を促進し、産業全般の活性化を図ります。
- 地域の担い手育成・確保のため、関係団体の活動支援などにより、新規就業者の育成を図ります。

### 目標指標

|              | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|--------------|-----------|-----------|
| 保安林の面積 (累計)  | 3,689ha   | 3,900ha   |
| 林道整備延長 (累計)  | 43,760m   | 45,000m   |
| 間伐面積 (5年間累計) | —         | 2,000ha   |

## 施策の展開

### ■施策1 森林の保全・整備推進

生態系に配慮した森林の保全・整備を図るとともに、自然と触れ合える空間として多面的に活用します。

#### [基本施策]

- 森林の保全・整備
  - ・森林施業の推進
  - ・保安林の拡大
  - ・効果的間伐の促進
  - ・広葉樹林の保全育成
  - ・里山の保全と利用促進
- 森林空間の多面的活用
  - ・憩い・レクリエーション空間としての活用
  - ・森林に関するイベント開催

### ■施策2 生産基盤の整備

生産性向上のため、生産・加工品施設など、生産基盤の整備を進めます。

#### [基本施策]

- 林道の整備
  - ・林道・作業道の維持・整備
- 生産基盤の整備
  - ・生産・加工品施設等の整備

### ■施策3 高付加価値林産物の振興

工業・商業と連携し、高品質の生産など林産物の付加価値化、ブランド化を促進し、産業全般の活性化を図るとともに、関係団体の活動を支援し、後継者の育成・支援を図ります。

#### [基本施策]

- 高品質材の生産・販売促進
  - ・品質向上開発支援
  - ・ブランド材開発、販売促進
- 特用林産物等の振興
  - ・しいたけ等菌茸類の生産、消費拡大
  - ・林産物加工品の販売促進
- 後継者の育成
  - ・森林組合活動支援
  - ・林業活動団体支援
  - ・各種講習会等参加支援

まちづくりの重点計画

いまでも健でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 5 観光を振興します

### 現状と課題

- 本市は、東京圏から約100kmのところに位置し、東北自動車道や国道4号、JR東北本線など本州交通網の大動脈が市内を縦貫しています。市内には、八方ヶ原など豊かな自然の景勝地や国指定の文化財などがあり、また本市周辺には、鬼怒川・塩原温泉、那須高原などがすべて車で約1時間程度のところに位置しています。
- 一方、ライフスタイルの変化などにより、人々のニーズも多種多様化しています。これらに対応し、本市の恵まれた地理的条件や観光資源を有効に活用するため、異業種との連携による多様な魅力の創設、優れた観光資源の保全と機能拡充のための整備、PR活動による観光客数の向上を図る必要があります。

### 計画の目標

- 農林業と連携し、体験・交流型観光など新たな魅力の創出により観光の振興を図ります。
- 森林や溪流などの自然や歴史的文化施設などの保全・活用を図ります。
- 八方ヶ原交流促進センター（山の駅）をはじめ、「道の駅やいた」などを活用し、優れた観光資源の連携などによる相乗効果を創出するとともに、積極的な情報の発信を行います。

### 目標指標

|           | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-----------|-----------|-----------|
| 観光客入込数    | 832,965人  | 950,000人  |
| 新規観光ルート設定 | —         | 5コース      |

◇「観光客入り込み数」 主要な観光地や集客施設、イベントなどの来場者の総数で、栃木県が定期的に調査している指標のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 立地を生かした観光振興

観光協会など関連団体と連携を図るとともに、農林業などの異業種と連携し、体験交流型観光など新たな魅力の創出に取り組みます。

#### [基本施策]

- 総合的な観光振興
  - ・観光協会との連携による振興策の推進
  - ・観光協会活動支援
  - ・森林ボランティア活動支援
- 体験交流型観光の創設
  - ・自然・歴史・文化等交流事業
  - ・農林業体験型観光事業
  - ・山の駅・道の駅連携事業
  - ・都市との交流事業支援 等

### ■施策2 観光資源の保全・活用

高原山の森林をはじめとする豊かな自然や文化財等の資源の保全・活用を図ります。

#### [基本施策]

- 観光資源の保全
  - ・八方ヶ原環境保全対策
  - ・地域の自然
  - ・文化資源保全対策
- 観光資源の整備
  - ・山の駅周辺景観整備
  - ・余暇関連施設の利用促進

### ■施策3 イメージアップ・PRの推進

「道の駅やいた」などを活用し、積極的なPR活動を行い、優れた観光資源の知名度向上を図ります。

#### [基本施策]

- イメージアップ・PR推進
  - ・観光ボランティア活用事業
  - ・季節別観光ポイント設定
  - ・新規観光ルート設定
  - ・観光案内マップの作成周知
- 観光関連イベント開催
  - ・各種イベントの開催支援

まちづくりの重点計画

いまでも健でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にしているまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり



分野別計画

分野 6

市民と行政が一体となったまちづくり

基本政策 1 市民が主役のまちづくりを進めます

基本政策 2 開かれた行政経営を推進します

基本政策 3 国・県・近隣市町との連携を図ります



## 基本政策 1 市民が主役のまちづくりを進めます

### 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化等により、地域社会でのコミュニティ意識も多様・希薄化する傾向にあります。本市では、地域住民による自主的な取り組みとして、特色あるまちづくりの実践や互助の精神による子育て等の支援などが行われています。また、ふるさとへの愛着のころから、自然環境の向上や歴史的史跡の整備が実施されるなど、市民の手によるまちづくりが実践されています。
- 地域社会の特性や課題を踏まえ、地域毎の自主・自発的なまちづくりへの取り組みが活発に実践されていくために、市民意識の啓発や活動への支援などを拡充する必要があります。

### 計画の目標

- 地域のことは地域の住民が自主・自発的に取り組む環境づくりにむけて、自治活動の支援や仕組みをつくりまします。
- 市民の自主的なまちづくりをのための人材育成や活動拠点の確保、活動に対する支援等を行います。
- 市民協働のまちづくりを進めるため、市民が自発的にまちづくりに取り組む意識を育てると共に、市民一人ひとりが周囲の人を思いやり、助け合いながら生活していく互助の心を向上させるための啓発活動を行います。

## 目標指標

|                      | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|----------------------|-----------|-----------|
| まちづくり基本条例の策定施行       | —         | 施行        |
| 市民協働のまちづくり事例数(5年間累計) | —         | 30件       |
| 行政区加入率               | 78%       | 82%       |

- ◇ 「まちづくり基本条例」 市民・市議会・行政の役割や責務、まちづくりに対する市民参画などのルールを定めるものです。(P34参照参照)
- ◇ 「市民協働のまちづくり事例数」 地域の方々が、地域の特性などを活用しながら自主的に取り組むさまざまなまちづくり活動のことです。
- ◇ 「行政区加入率」 算出方法：行政区加入世帯数／住民基本台帳による世帯数

# 施策の展開

## ■施策1 住民自治の推進

地域のことは地域の住民が自主・自発的に取り組む環境づくりにむけて、自治活動の支援や仕組みをつくりまします。

### [基本施策]

- 自治活動育成支援
  - ・区長研修会の実施
  - ・行政区組織の育成支援
  - ・自治活動意識の啓発
- まちづくり条例の制定・施行
  - ・まちづくり基本条例の制定・施行・周知

## ■施策2 市民主体のまちづくり推進

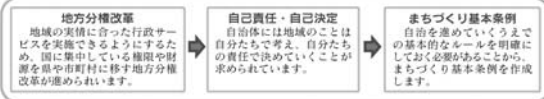
市民の自主的なまちづくりをおこなうための人材育成や活動拠点の確保、活動に対する支援等を行います。

### [基本施策]

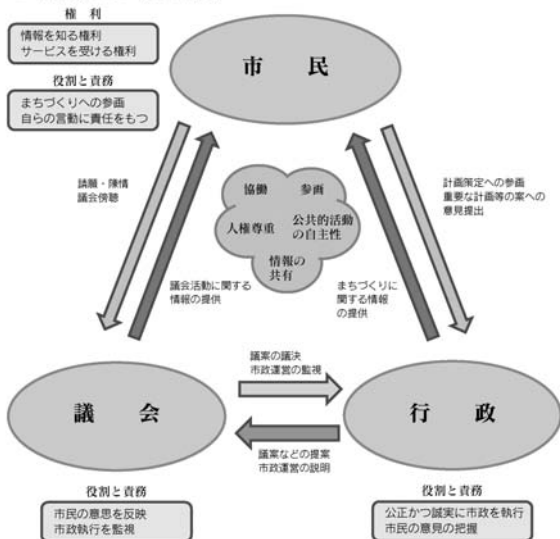
- 市民活動の支援
  - ・市民活動の育成・支援
  - ・活動団体の育成・支援
  - ・企業の社会貢献支援
- 活動拠点の確保
  - ・市民活動拠点の確保、運営支援
- 市民意識の向上
  - ・研修機会の充実
  - ・人権尊重意識の啓発

### 矢板市まちづくり基本条例について

#### 1 矢板市まちづくり基本条例制定の背景



#### 2 矢板市まちづくり基本条例



まちづくりの重点計画

いまでも健やかにいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にしているまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 2 開かれた行政経営を推進します

### 現状と課題

- 市民と行政が一体となってまちづくりを進めるためには、まちづくりに対する課題や目標を共有し、同じ目的に向かって取り組んでいくことが必要です。そのためには、市民に対し、行政施策に対する様々な施策の計画や成果、達成状況などの情報を積極的に公開し、市民との共通理解のもとで市政運営を進めること、さらには市民の参画による市政運営を積極的に推進することが重要です。本市では、予算、決算など財政状況や事務事業評価など行政情報の公表や、市政報告会等を通じて重要施策の説明などを実施しています。また、パブリックコメント制度や地域懇談会などを通じ、市政に対する市民の意見や要望の広聴機会を設けています。
- 市民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、これら広報・広聴活動をさらに推進するとともに、市民参画による市政運営を拡充する必要があります。

### 計画の目標

- 市政に関する情報の公開を進めます。
- まちづくりに関するさまざまな意見や要望の広聴機会を拡充します。
- 市政の計画策定や大型事業の立案など、まちづくりに対する市民参画を推進します。

### 目標指標



◇「パブリックコメント制度」 行政が各種施策や事業計画の企画立案過程において、市民から広く意見を取り入れるための制度のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 情報の公開

市政運営の方針やその達成状況など、市政に関する様々な情報を公開します。

#### [基本施策]

#### ●情報の公開

- 文書管理システムの整備
- 個人情報 の適正な保護
- 市政運営過程の公開
- 施策の成果の公表

#### ●広報活動の推進

- 広報紙、ホームページ等の充実
- 報道機関の活用
- 市政報告会等の拡充

### ■施策2 広聴活動の充実

まちづくりに関するさまざまな意見や要望の広聴機会を拡充します。

#### [基本施策]

#### ●広聴機会の充実

- 市政懇談会等の充実
- パブリックコメント制度の活用

### ■施策3 市民参画による市政運営

市政の計画策定や大型事業の立案など、まちづくりに対する市民参画を推進します。

#### [基本施策]

#### ●市民参画の推進

- 計画策定委員の登用
- 公募委員の割合増加



まちづくりの重点計画

いまでも健でいきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にしているまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 3 国・県・近隣市町との連携を図ります

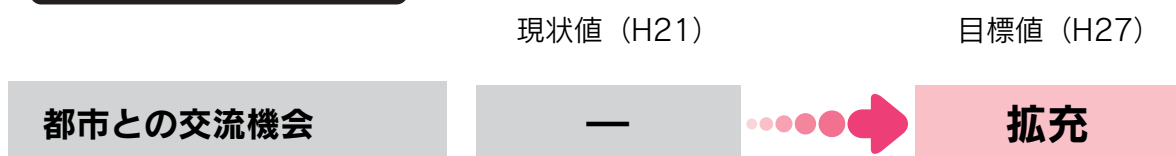
### 現状と課題

- 地方分権の推進などにより、地方自治体の扱う事務の範囲・数が増大しています。また、市民ニーズの多様化により、行政サービスの範囲も多様化・複雑化しています。これらに対応し事務の効率化のため、近隣市町と連携し、「塩谷広域行政組合」を設置し、事務処理の共同化を行っています。第2次地方分権改革の推進などにより、今後、国・県から市町村への権限移譲などが進み、市町村の扱う事務の増大が見込まれます。市民サービスを停滞することなく特色あるまちづくりを進めるため、近隣市町との連携を一層推進し、事務処理の効率化を進める必要があります。
- 様々な自治体が、地域資源の活用などにより特色あるまちづくりに取り組んでいます。友好都市などをはじめ、様々な都市との積極的な交流を図ることが必要です。

### 計画の目標

- 広域的行政組合の充実など近隣市町との連携を拡充するとともに、地方分権の推進などを踏まえ、市町村合併についての調査研究を進めます。
- 国・県からの権限移譲など地方分権に的確に対応します。
- 都市間交流を推進します。

## 目標指標



◇「都市との交流機会」 国際友好都市や国内姉妹都市との交流のほか、主に東京圏を対象として実施する、農業体験や観光サービス業など幅広い交流活動のことです。

## 施策の展開

### ■施策1 広域的行政事業の推進

広域行政組合の充実など近隣市町との連携をはかり、市民サービスの向上を図ると共に、地方分権の推進などを踏まえ、市町村合併についての調査研究を進めます。

#### [基本施策]

- 広域的連携・交流
  - ・広域行政組合の充実
- 市町村合併の調査研究
  - ・合併に対する調査研究

### ■施策2 地方分権の推進

国・県からの権限移譲など地方分権に的確に対応します。

#### [基本施策]

- 権限移譲
  - ・情報収集
  - ・受け入れ体制の整備（国・県への研修参加等）

### ■施策3 都市との交流

地域間の交流を推進するため友好都市などをはじめ、積極的な交流を推進します。

#### [基本施策]

- 都市間交流
  - ・姉妹都市との交流推進
  - ・他都市との交流推進
- 国際交流
  - ・友好都市との交流推進

まちづくりの重点計画

いまでも健やか  
いきいきと  
まちづくり一人ひとりの笑顔が輝く  
まちづくり豊かな自然を大切に  
まちづくり安心・安全で快適に暮らせる  
まちづくり活力と活気にあふれる  
まちづくり市民と行政が一体となった  
まちづくり行財政基盤の安定した  
まちづくり





**基本政策 1** 財政の健全運営方針について

**基本政策 2** 経営の効率化を図ります

**基本政策 3** 人材の活用に努めます

**基本政策 4** 歳入の確保を図ります

## 基本政策 1 財政の健全運営方針

### 現状と課題

- 本市の財政運営は、財源を的確に把握し、限られた財源の中で、財政の健全性を保ちながら最も効率的な財政運営が行われるように、施策、事業を選択することが極めて重要になっています。
- そのため、中期の財政収支の見通しを立て、将来にわたり安定した健全な財政経営の確立を目指すため、中期財政計画を策定するものとします。

### [中期財政フレームの目標指標設定方法]

- 歳入歳出における推計又は試算の方法は、平成21年度決算額又は平成22年度当初予算額を基準として、個々の費目ごとに人口フレーム、過去の収入支出の平均伸び率、制度改正、経済成長率などを見込み推計又は試算を行うものとします。

## 歳入の目標指標設定

### ① 市 税

- ・平成21年度決算額及び平成22年度予算額を基準に算定するものとします。
- ・個人市民税は平成24年度以降、扶養控除廃止分の増額を見込むものとします。
- ・固定資産税は平成24年度及び平成27年度の評価替えによる影響を見込むものとします。
- ・現年度課税分の収入率は毎年度0.1%の向上を目指すものとします。

### ② 地方交付税

- ・普通交付税は、今後も国において地方交付税の予算額が確保されるものと見込み、平成22年度の確定額を基準にし、個人及び法人市民税の増収分を考慮し算定するものとします。

### ③ 国県支出金

- ・平成21年度決算額及び平成22年度当初予算額を基準に算定するものとします。
- ・扶助費及び普通建設事業費に係るものは歳出と連動させて算定するものとします。

### ④ 財産収入

- ・平成21年度決算額及び平成22年度当初予算額を基準に算定するものとします。
- ・土地売払収入は、未利用地の売却代として各年度2千万円の収入を見込むものとします。

### ⑤ 繰入金

- ・財政調整基金等は、収支の均衡を調整するものとして、各年度の収支状況により繰入を行うものとします。

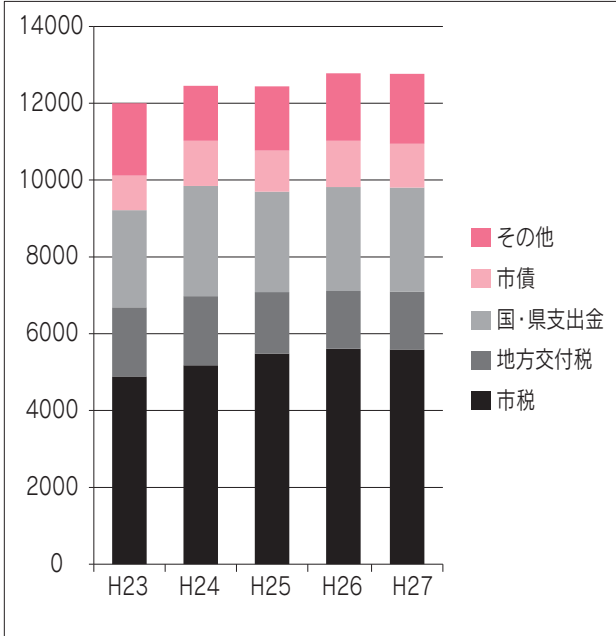
### ⑥ 市 債

- ・普通建設事業充当市債は、事業費と連動させて算定するものとします。
- ・臨時財政対策債は、歳入歳出の不均衡是正のため起債するものとしませんが、地方債残高の抑制、後年度の元利償還金の軽減を考慮し、借り入れるものとします。

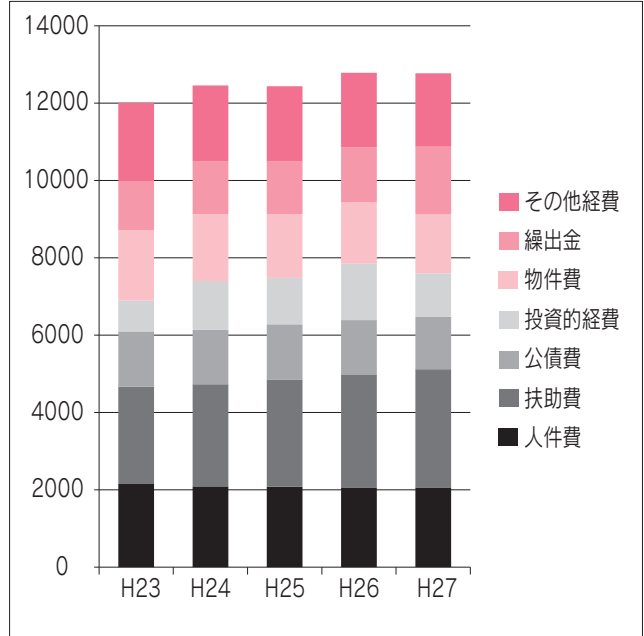
## 財政の見通し

(平成23年度から平成27年度までの5カ年間の推計)

【歳入】



【歳出】



## 歳出の目標指標設定

- ① **人件費**
  - ・職員数の見込みにより算定するものとします。
- ② **物件費**
  - ・平成22年度当初予算額を基準として、需要費及び役務費は毎年度5%の削減を行うものとして算定するものとします。
- ③ **扶助費**
  - ・社会情勢を見込み、算定するものとします。
- ④ **補助費等**
  - ・平成22年度当初予算額を基準に、補助団体への補助金や報償費の削減に努め、毎年度1%の削減を行うものとして算定するものとします。
- ⑤ **普通建設事業費**
  - ・事業費の年度間の平準化を行い算定するものとします。
- ⑥ **公債費**
  - ・平成21年度までの既発債については、償還予定額により算定するものとします。
  - ・平成22年度以降の新発債については、各年度の起債額で算定するものとします。
  - ・借入利率は2%で計算するものとします。
- ⑦ **繰出金**
  - ・特別会計及び企業会計の財政計画による繰入金を、一般会計からの繰出金として算定するものとします。

まちづくりの重点計画

いまでも健でいきまいるまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり

## 基本政策 2 経営の効率化を進めます

### 現状と課題

- 本市を取り巻く厳しい社会情勢の中、限られた財源と人員で多様化する市民のニーズに対応した行政サービスの向上を実現するため、行政の行っているさまざまな事業の中で、成果が上がらなくても見直されない事業や、目標や流れが不明確な事業など総点検を行い随時業務の改善が必要です。また、行政システムの簡素化による事務の効率化や公正・透明で市民に分かりやすい行政事務を確立し、その費用に見合うだけの効果や成果が出ているか、無駄や無理な部分は無いかなどといった視点から、今まで以上に経営的視点を取り入れ、事務事業・組織の見直しをするとともに、人材活用を積極的に行い経営の効率化を進める必要があります。
- 外郭団体は、公の施設の管理運営が指定管理者制度の導入により民間との競争に負けない経営体質の強化と柔軟性、効率性が求められることから、情勢の変化によりその設立目的と役割、現状の経営状況等を十分検討し、関与の見直しを進める必要があります。

### 計画の目標

- 事務事業全般にわたり総点検を行い、現在行っている各種事務事業についての妥当性、成果を判定し、効果を検証し、効果の小さい事業の計画や執行方式等の見直し、事業の整理、廃止等による統廃合や改善を進めるとともに、民営化の推進や組織の見直しを行い、効率的な執行体制の確立に努めます。
- まちづくりの主役である市民と行政の役割分担を明確にして、市民、地域のコミュニティ団体や各種ボランティア団体などとの協働によるまちづくりを進めます。
- 外郭団体の経営に関して、市の基本的な関与の在り方を明確にし、適正な支援を行うとともに、外郭団体の自主自立を促します。

## 施策の展開

### ■施策1 事務事業の見直し

事務事業の改善・費用対効果を検証し、事務事業の統廃合及び改善を実施するとともに、公共施設の整備や管理については、指定管理者制度の導入による民間事業者等を活用した経費削減など経営の効率化に努めます。

外郭団体については、人員や業務の合理化・効率化により、市の関与の見直しを図ります。

#### 【施策の視点】

#### ●事務事業の妥当性

- 市の関与の妥当性
- 事業対象の妥当性
- 事業の意図、内容、方法の妥当性

#### ●事務事業の可能性

- 事業成果向上の余地
- 経費削減余地
- 改革、改善の必要性

#### ●事務事業の方向性

- 現状維持、拡充、縮減、廃止等の評価による今後の事業の方向性

### ■施策2 経費の節減対策

コストを維持し、経費の節減・事業成果を向上させることの可能性、また、成果を維持し経費を節減することの可能性、さらに、改革・改善の必要性など経費節減余地を評価し経費の節減に努めます。

外郭団体については、施設及び業務の積極的な受託を行い、人員や業務の合理化、効率化により、補助金等に頼らない自立した運営が行えるよう促します。

#### 【施策の視点】

#### ●経費節減の可能性

- 物件費等の削減（削減率の設定）

#### ●入札・契約制度の改善

- 法に基づく入札制度の更なる改善に努め、より一層の競争性を高め、公正、公平で透明性が高く、低価格での契約の推進
- 消耗品、物品等の購入は、一括購入による値引き、入札等による購入の検討
- リース契約の期間、保守契約内容等の改善及び費用削減の検討



## 基本政策 3 人材の活用に努めます

### 現状と課題

- 社会情勢の変化、地方分権の推進、少子高齢化時代に対応できる、効果的な行政を行っていく必要があります。
- 持続可能な財政基盤の確立のため、人件費対策としての職員給与は、社会情勢の変化に合わせた適正な制度の運用が必要になります。

### 計画の目標

- 地方分権、少子高齢化時代において、効率的・効果的な行政サービスを継続し提供するため、組織をスリム化して、分かりやすい簡素で効率的な組織に再編し、事務処理の迅速化、決断決定の合理化を図ります。
- また、社会情勢の変化に合わせた適正な給与制度の運用と、外部委託の推進、任期付職員、非常勤嘱託員、臨時職員等の有効活用を行い、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めます。
- 活力あるまちづくりのため、各種事務事業について民間活力の導入により、行政がやらなければならないものと、民間にお願いできるものを区別して事業を進めるとともに、市民、地域のコミュニティ団体及び各種ボランティア団体など多様な担い手との協働によるまちづくりを進めます。



### 目標指標



## 施策の展開

### ■施策1 機能的な組織づくり

事務事業及び組織の見直しや、行政環境の変化に的確に対応する能力向上を目的とした職員研修の継続と職員の適正配置を図るとともに、社会福祉協議会、施設管理公社、シルバー人材センターなどの外郭団体の活用や指定管理者制度の導入による民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、住民との協働によるまちづくりへの取組みを通じて適正な定員管理に努め、組織機構をスリム化し、わかりやすく簡素で効率的な組織に改編します。

#### 【基本施策】

- 組織機構の改編・住民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置
- 任期付職員、非常勤嘱託員、臨時職員等の有効活用・外部委託の推進・専門知識を有する外部人材の活用

### ■施策2 人件費対策

職員給与は、住民の理解と納得が得られるよう適正化を推進します。

経常経費の中で大きな部分を占める人件費の削減は、財政健全化の大きな要素となるため、引き続き適正な給与制度の運用に努めます。

職員の減少に伴う削減に加え、手当の見直し・適正運用を行います。

#### 【基本施策】

- 管理職手当の削減延長
- 時間外勤務手当の削減
- 国家公務員に準拠した支給基準

## 基本政策 4 歳入の確保を図ります

### 現状と課題

- 平成19年度、政府の三位一体の改革による税源移譲以来、個人市民税の収入率が年々減少しており、加えて平成20年秋のリーマン・ショックに端を発した世界的な景気低迷のあおりを受け、企業業績が急激に悪化し法人市民税が大幅に減少しています。その後、景気は持ち直してきているものの、厳しい雇用情勢を反映して個人所得が伸び悩むなど、税を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 収入の確保対策の1つ目に税收確保対策があげられます。ここでは、課税客体（対象）の的確な把握を行い、適正な課税を実施することと、収入率（額）向上対策の推進が重要となってきます。2つ目には公有地の販売があげられ、現在、事業の統廃合やアウトソーシング等の推進により、遊休資産が増加する傾向にあるため、維持管理経費を削減するとともに歳入増加を図るため、公有財産の販売促進及び有効活用が必要となっています。

### 計画の目標

- 将来にわたり安定した市民サービスを提供するため、市税収入などの確保をはじめとし、市有財産の販売と有効活用や新たな歳入の確保などにより、財政基盤の充実強化を図ります。
- 企業誘致の推進による雇用の創出、産業の振興や人口の増加、活力あるまちづくりを進め、市税などの増収に繋がります。
- 税收等の確保対策では、歳入の根幹である市税収入や使用料等の収納を確保するため、税負担、受益者負担の公平性を確保するとともに、積極的な滞納整理対策の推進に努めます。
- 公有地の販売と有効活用につきましては、積極的な販売活動の促進と併せて、民間への賃貸借等の推進により財源の確保に努めます。

### 目標指標

|                   | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|-------------------|-----------|-----------|
| 市税現年分収入率          | 96.6%     | 97.1%     |
| 公有地の販売金額 (5ヶ年累計額) | —         | 10,000万円  |

## 施策の展開

### ■施策1 税収等の確保

自主的な都市運営のための財源を確保します。

#### [基本施策]

- 課税客体（対象）の把握
  - ・市県民税未申告者への申告調査・指導
  - ・居所不明者の実態調査を強化
  - ・GISシステムを活用した固定資産の把握
- 収入率（額）向上対策
  - ・現年分の早期催告
  - ・滞納者の財産調査を強化
  - ・滞納処分の強化
  - ・納付し易い環境の整備
- 使用料等の収納の確保
  - ・住宅使用料、上下水道使用料、受益者負担金等の収納の確保

### ■施策2 公有地の販売と有効活用

遊休地のうち、販売可能な公有財産の売却、または賃貸借等の有効活用を推進し、財源の確保及び維持管理経費の削減を図ります。

#### [基本施策]

- 販売の促進
  - ・積極的な販売活動
- 賃貸の推進
  - ・短期及び長期の賃貸を実施

まちづくりの重点計画

いまでも健ていきいきしているまちづくり

一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり

豊かな自然を大切にするまちづくり

安心・安全で快適に暮らせるまちづくり

活力と活気にあふれるまちづくり

市民と行政が一体となったまちづくり

行財政基盤の安定したまちづくり



# 資料編





# 1 策定経緯

| 年 月      | 取 組 内 容  |
|----------|--|
| 平成21年 6月 | 「第2次21世紀矢板市総合計画策定の基本方針」の決定   |
| 7月       | 「策定の基本方針」に関する市議会説明   |
| 8月       | 「総合計画策定に関する市民アンケート調査」実施  |
| 10月      | 「第2次21世紀矢板市総合計画 策定検討委員会」の設置<br>・平成23年1月まで「策定検討委員会」計15回開催   |
| 1月       | 「総合計画策定に関する市民アンケート調査」結果の公表   |
| 平成22年 3月 | 「策定検討委員会 中間提言書」策定<br>* 基本構想に関する提言書   |
| 4月       | 「総合計画策定委員会(庁内組織)」設置  |
| 5月       | 「基本構想骨子(案)」に関する市議会との意見交換会<br>・基本構想の骨子(案)について<br>・人口フレームについて  |
| 6月       | 「基本構想(素案)」に関する市議会との意見交換会<br>「基本構想(素案)」の公表<br>・市民懇談会(矢板・泉・片岡の3地域)での意見交換<br>・パブリックコメントの実施<br>「第2次21世紀矢板市総合計画 策定懇談会」の設置 |
| 7月       | 「第2次21世紀矢板市総合計画 策定懇談会」開催(第1回、第2回)<br>・「基本構想(素案)」について   |
| 9月       | 「基本構想」を市議会で議決  |
| 10月      | 「基本計画 構成(案)」策定   |
| 11月      | 「第2次21世紀矢板市総合計画 策定懇談会」開催(第3回)<br>・「21世紀矢板市総合計画 改定後期計画」政策評価について<br>・「基本計画 構成(案)」について                                  |
| 平成23年 1月 | 「基本計画 構成(案)」に関する市議会との意見交換会<br>「策定検討委員会 重点項目提言書」策定<br>* 基本計画 重点項目に関する提言書  |
| 2月       | 「基本計画 構成(案)」の公表<br>・市民説明会開催による意見交換<br>・パブリックコメントの実施<br>「基本計画(素案)」策定<br>「基本計画(素案)」に関する市議会との意見交換会                      |
| 3月       | 「第2次21世紀矢板市総合計画 策定懇談会」開催(第4回)<br>・「基本計画(素案)」について<br>第2次21世紀矢板市総合計画の決定  |

## 2 矢板市総合計画策定懇談会

### 矢板市総合計画策定懇談会設置要綱

#### (目的)

第1条 第2次21世紀矢板市総合計画を策定するための基本的な事項について意見を求める目的で、矢板市総合計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### (委員)

第2条 懇談会の委員は、別表の職にあるものをもって構成し、委員は市長が委嘱する。

#### (会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 懇談会は、必要に応じ市長が招集し、会長が議長となる。

#### (設置期間)

第5条 懇談会の設置期間は、平成23年3月31日までとする。

#### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、秘書政策室政策班において処理する。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会に諮って別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

## 矢板市総合計画策定懇談会委員名簿

| 番号                | 氏名      | 役職名 | 所属団体名及び役職                     |        | 備考     |
|-------------------|---------|-----|-------------------------------|--------|--------|
| <b>市民代表</b>       |         |     |                               |        |        |
| 1                 | 宮崎 常男   | 会長  | 矢板市区長会                        | 会長     |        |
| 2                 | 齋藤 修    | 委員  | 矢板市区長会                        | 副会長    |        |
| 3                 | 江部 和榮   | 副会長 | 矢板市区長会                        | 副会長    |        |
| 4                 | 荒井 澄雄   | 委員  | 矢板市区長会                        | 副会長    |        |
| <b>農林商工業代表</b>    |         |     |                               |        |        |
| 5                 | 藤田 實    | 委員  | 塩野谷農業協同組合                     | 非常勤理事  |        |
| 6                 | 君嶋 康夫   | 委員  | たかはら森林組合                      | 総務課長   |        |
| 7                 | 東 泉 清 壽 | 委員  | 矢板市商工会                        | 常任理事   |        |
| 8                 | 阿部 成男   | 委員  | 矢板市観光協会                       | 副会長    |        |
| 9                 | 渡辺 和宏   | 委員  | 労働団体（連合栃木那須地域協議会・<br>矢板地区協議会） | 会長     | 前<br>現 |
|                   | 井上 利明   |     |                               |        |        |
| 10                | 阿久津 久富  | 委員  | たかはらさくら青年会議所                  | 理事     |        |
| <b>保健・福祉・生活代表</b> |         |     |                               |        |        |
| 11                | 池田 斉    | 委員  | 矢板市医師団                        | 団長     |        |
| 12                | 手塚 卓郎   | 委員  | 矢板市保健委員協議会                    | 委員     |        |
| 13                | 小野崎 郁夫  | 委員  | 矢板市民生委員児童委員協議会                | 会長     | 前<br>現 |
|                   | 大塩 壽郎   |     |                               |        |        |
| 14                | 鍛冶 知明   | 委員  | 矢板市ボランティアネット                  | 会長     |        |
| 15                | 千葉 映子   | 委員  | 矢板市健康づくりみどりの会                 | 書記     |        |
| <b>教育代表</b>       |         |     |                               |        |        |
| 16                | 富川 豊    | 委員  | 矢板市小中学校長会                     | 矢板小学校長 |        |
| 17                | 宮本 道成   | 委員  | 矢板市PTA連絡協議会                   | 会長     |        |
| 18                | 直井 生子   | 委員  | 家庭教育オピニオンリーダー                 | 会長     |        |
| 19                | 齋藤 典子   | 委員  | 矢板市女性団体連絡協議会                  | 副会長    |        |
| <b>一般公募委員</b>     |         |     |                               |        |        |
| 20                | 高橋 芳生   | 委員  |                               |        |        |
| 21                | 吉岡 智子   | 委員  |                               |        |        |

敬称略

### 3 第2次21世紀矢板市総合計画策定検討委員会

#### (1) 委員名簿

| 氏名    | 備考       | 氏名   | 備考 |
|-------|----------|------|----|
| 岡本美智子 |          | 小川修市 | 会長 |
| 岡本佳史  |          | 佐藤一博 |    |
| 齋藤淳一郎 | H22.10まで | 福田英治 |    |
| 鈴木れい子 |          | 福田泰久 |    |
| 和氣文輝  | 副会長      | 堀江恵子 |    |
|       |          | 室井良宣 |    |

敬称略

#### (2) 検討期間

平成21年10月14日～平成23年1月27日

#### (3) 検討会開催数

全体会 15回開催

#### (4) 検討会の概要

第1回～第6回（平成21年10月14日～平成22年3月17日）

○基本構想(案)策定に係わる検討

①現状分析（・現状と将来の展望 ・矢板市の特性）

②将来都市像（・人口フレーム ・まちづくりの基本方針 ・土地利用 等）

○基本構想に関する「中間提言書」取りまとめ

第7回～第8回（平成22年4月22日～5月20日）

○基本構想(素案)に関する検討

第9回～第15回（平成22年6月18日～平成23年1月27日）

○基本計画重点項目に関する検討

①重点5項目に関する施策・事業の検討

○基本計画に関する「重点項目提言書」取りまとめ

○基本計画(素案)に関する検討

## (5) 「重点項目提言書」の主な内容

| 重点項目    | 提言された制度 事業の概要   |
|---------|---|
| 市民力の向上  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材バンクなどの核となる組織の設置</li> <li>・公募制ボランティアセンター・事務局の設置</li> <li>・廃校の開放（拠点としての活用）</li> <li>・地域担当市職員の配置</li> <li>・シルバー大の年齢制限撤廃</li> <li>・登録達人による講座開設（農業指導、山歩き、ひょうたんづくり）</li> <li>・25才・30才の成人式典開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">等（全20事業）</p>        |
| 教育の尊重   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設の地域開放</li> <li>・放課後子ども教室のサポート</li> <li>・地域の達人による一芸教室の実施</li> <li>・「もったいない」を教える教育</li> <li>・親教育（親世代の学びの場）</li> <li>・空き教室の多目的利用の促進</li> <li>・地域との連携による矢板に愛着を持たせる教育</li> </ul> <p style="text-align: right;">等（全20事業）</p>                            |
| 暮らしの安心  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民による子育てボランティアの組織化</li> <li>・子どもの育て方教室開催</li> <li>・世代間交流による子育て支援（自然の中で一日過ごす体験講座）</li> <li>・〃（本物の豊かさを教える講座）</li> <li>・高齢者の生活支援（買い物相乗り制度）</li> <li>・都会の子どもたちとの農業体験交流</li> <li>・救急医療拠点の充実（医師の増員）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等（全20事業）</p> |
| 交通機能の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北自動車道矢板北パーキングの活用<br/>周辺のリンゴ農園などへのアクセス向上</li> <li>・サイクルステーションの設置</li> <li>・ハイウェイオアシスの設置</li> <li>・明るい道づくりの促進</li> <li>・道路のバリアフリー化推進</li> <li>・歩行者重視の道づくり（歩道の拡幅）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等（15事業）</p>                                  |
| 産業の活性化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高原山をモチーフにした絵画コンテスト</li> <li>・「環境の日」創設による関連イベント開催</li> <li>・エコモデルハウスによるPR</li> <li>・農業体験ツアーによる都市との交流</li> <li>・空き地、空き店舗の活用<br/>青空市場（軽トラ市場）開催<br/>おためしショップの開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">等（19事業）</p>                                      |





## 第2次21世紀矢板市総合計画

---

発行 矢 板 市

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号  
TEL 0287-43-1112  
Eメール yaita@city.yaita.tochigi.jp  
ホームページ <http://www.city.yaita.tochigi.jp>

---

平成23年3月



矢板市



この印刷物は古紙の配合100%の再生紙を使用しています



この印刷物は環境にやさしい「大豆油インキ」を使用しています